

31. 貿易

ジェトロ
ジャカルタセンター

貿易

1

ジェトロ・ジャカルタ・センター

1. 貿易概況

インドネシアの貿易構造は、1986年9月のルピアの大幅切り下げを境に大きく変化した。それ以前の輸出構造は、石油・ガスが圧倒的なウェイトを占めており、81年には82.1%、85年には68.4%が石油・ガスとなっている。また、非石油・ガスをみても、農水産品、鉱物などのいわゆる一次産品が中心であった。

しかし、87年には石油・ガスと非石油・ガスの輸出割合がほぼ均等となり、88年以降は非石油・ガス輸出の割合が年々拡大し、現在では非石油・ガス主体の輸出構造が定着している。このような意味から、87年を非石油・ガス産品の「輸出元年」と呼ぶことができる。(表1参照)

86年以降のこのような変化は、原油価格の低迷もさることながら、それ以上に非石油・ガス産品の輸出急増によるところが大きい。その主な要因としては、ルピアの切り下げによるインドネシア産品の競争力のアップと、86年以降の一連の規制緩和が挙げられる。

これらが85年9月のプラザ合意以降の急激な円高による日本企業のアジアへのシフト、さらにアジアNIE Sからの輸出志向型労働集約産業のシフトをインドネシアへ呼び込むこととなり、結果として投資と輸出の好循環をもたすこととなった。

86年以降の非石油・ガスの輸出の伸びは、90年を除き毎年2桁の伸びを記録してきた。また、日本や韓国、台湾、香港などからの輸出志向型産業の投資増大に伴い、輸出産品も多様化してきている。カメラ、電池、スポーツシューズ、ぬいぐるみ、ポケットライター、真珠などがその例として挙げられる。

一方、輸入は従来から資材や原材料が大きなウェイトを占めているが、最近では日本及びアジアNIE Sからの投資急増の影響を受けて、これら地域からの輸入が増える傾向がある。

表1) インドネシアの輸出額の推移

	(単位：100万USドル)		
	全輸出	石油・ガス	非石油・ガス
1981	25,164.5	20,663.2	4,501.3
82	22,328.3	18,399.1	3,929.2
83	21,145.9	16,140.6	5,005.3
84	21,887.8	16,018.1	5,869.7
85	18,586.7	12,717.9	5,868.8
86	14,805.0	8,276.6	6,528.4
87	17,135.6	8,556.0	8,579.6
88	19,218.5	7,681.4	11,537.1
89	22,160.2	8,680.2	13,480.0
90	25,675.2	11,071.1	14,604.1
91	29,142.0	10,894.9	18,247.1
92	33,966.9	10,670.7	23,296.2

出所：中央統計局、INDIKATOR EKONOMI DECEMBER 1993

2. 最近の貿易動向

(1) 92年の輸出は、339億6,700万米ドル（前年比16.6%増）で、石油ガスは106億7,100万米ドル（同1.9%減）、非石油・ガスは232億9,600万米ドル（同27.8%増）であった。一方、輸入は272億8,000万米ドル（5.5%増）で、貿易収支の黒字幅は前年の48億米ドルから66億8,700万米ドルへ大幅に拡大した。

輸出は非石油・ガス輸出が繊維を中心に好調で、外資系による電気・光学機器類も前年比108.2%と急伸し、始めて10億米ドルの大台に達した。

他方、輸入は政府・中銀の金融引き締め策による内需及び内外投資の鈍化を反映して伸びが鈍化したため、貿易収支の黒字は89年以降続いた縮小傾向に歯止めがかかり、一転して拡大した。

(2) 93年通年の輸出は速報ベースで368億2,480万米ドル（対前年比8.4%増）輸入は281億6,210万米ドル（同3.2%増）で、貿易収支は86億6,270万米ドルの黒字（同29.5%増）となった。（94年3月2日の経済閣僚会議後のハルモコ情報大臣の記者発表）

輸出の内訳を1～11月の実績でみると、輸出総額336億2,800万米ドルのうち、石油・ガスが89億8,800万米ドル（前年同期比7.6%減）、一方非石油・ガスは246億4,000万米ドル（同18.0%増）となっている。石油・ガス産品対非石油・ガス産品の割合は73：27となり、輸出総額全体に占める非石油・ガスの割合が前年同期比で5ポイント上昇した。

主要輸出品目の動向をみると、繊維及び同製品が55億7,700万米ドルで、対前年比3.2%の低い伸びとなった。繊維製品は、過去数年40%前後で伸びてきた、まさに非石油・ガス製品のプリマドンナ的存在であった。ガーマント類は欧米先進国の輸入割り当て制による影響が考えられるが、前年同期比で11.3%増と健闘したといえ、むしろ織物類の低調（同5.9%減）が響いたといえよう。

その他では、木材製品（合板、製材、家具を含む）の56億500万米ドル（前年同期比33.5%増）、電気・光学機器の14億6,300万米ドル（同49.0%増）、紙及び同製品の5億米ドル（同43.9%）などが好調であったが、他方卑金属製品、ゴム製品、加工食品などが不振だった。

その他の工業品では、履物が15億700万米ドル（同27.4%増）で引き続き堅調であったほか、航空機5,200万米ドル（371.9%増）、船9,900万米ドル（同87.3%増）、スポーツ用品・おもちゃ等1億9,500万米ドル（同33.6%増）など新規商品が増えてきていることは将来に望みが持てよう。

一次産品は、全体的に価格の低迷傾向が続いている。これは特に鉱業品に顕著であり、輸出重量では前年同期比で29.7%増であるにもかかわらず、輸出額ではわずか3.7%増に過ぎない。

農水産品は、香辛料が前年同期比マイナスで漸減傾向に変化がないものの、コーヒー、茶、海老、などは同期比でプラスに転じた。カツオ、マグロなどの生鮮・冷凍魚は依然好

調である。

鉱業品は全体的に低迷している。

次に非石油・ガス輸出を国・地域別にみると、中南米、旧ソ連・東欧地域への伸びが顕著である一方、西ヨーロッパ向けは伸び悩んだ。対東アジア、豪州、北米は堅調、その他のアジア、中近東、アフリカへの伸びはまずまずであった。

石油・ガスは、国際原油価格の低迷をうけ、3年連続でマイナスとなった。94年に入っても原油価格の低下傾向は止まらず、ちなみに、94年3月上旬時点のスマトラン・ライトの価格は1バレル当たり14.95米ドルまで低下している。

このため、1バレル当たり18米ドルで積算している93/94年度の政府歳入は、石油・ガス収入の歳入欠陥により国庫全体で1兆8,000億ルピア不足することになった。

さらに3月中旬には、国際原油価格が1バレル当たり10米ドルを割るのではないかという予想も出始め、マリー大蔵大臣はこのような懸念を否定する発言をしている。

93年1～11月の輸入実績は、255億1,400万米ドルで前年同期比4.1%増に留まった。

3. 日本との貿易関係

日本とインドネシアの貿易関係は、日本がインドネシアから原油・天然ガス、一次産品などを輸入し、インドネシアへは資本金、部品など工業製品を供給するという構造になっている。日本の輸入の約4分の3は、原油・天然ガスなどの鉱物性燃料であり、インドネシアは日本にとって、最大の天然ガス供給国であるとともに、第3位の原油供給国である。

日・イの貿易構造は基本的な変化はないが、最近では徐々にインドネシアからの製品輸入が増えつつある。(表9参照)

日本とインドネシアの貿易関係を日本側通関統計で見ると、93年1～12月の日本のインドネシアからの輸入は前年同期比1.9%増の124億7,800万米ドル、日本にとって、インドネシアは米国、中国に次ぐ第3位の輸入相手国となっている。

品目別にみると、食料品が前年比21.0%増となったものの、原料品、鉱物性燃料はそれぞれ2.7%、10.6%減となった。魚、えびはいずれも好調。新規商品としては、生鮮バナナ、冷凍いんげんなどの輸入があり今後の有望商品といえよう。

製品輸入では、化学品、機械機器ともそれぞれ18.6%増、20.8%増とともに順調に伸びた一方、鉄鋼は56.4%の大幅減、非鉄金属も2.6%の微増、繊維製品は15.4%と堅調だった。この結果、製品輸入全体では前年比38.8%の伸びとなった。

一方、日本のインドネシア向け輸出は同8.0%増の60億2,200万米ドルとなった。食料品、原材料、鉱物性燃料がともに前年比減となった中で、全体の9割以上を占める工業製品が8.3%と堅調であったことによる。

次にインドネシア側からみると、日本は最大の輸出相手国であり、93年1～11月の全輸出額の30.6%が日本向けである。

輸入についても、全体の21.6%が日本からとなっており、第2位の米国(11.5%)を大きく引き離している。

4. 第1次長期25カ年計画（第1次～5次5カ年計画）期の推移と現状及び今後の課題

(1)インドネシア政府発行の「第6次開発5カ年計画1994/95-1998/99」によれば外国貿易の推移（第1次～第5次5カ年計画期）は以下のとおり。

①第1次長期25カ年計画期（以下P J P Iとする）における輸出総額の伸びは、年平均で16.2%。このうち、非石油・ガス（ノンミガス）製品の輸出額は、年平均で16.5%の伸びを記録した。

②過去5年でノンミガス輸出の伸びをみると、89/90年の139億米ドルから93/94年には289億米ドルに増加し、これは年平均19.1%増に相当する。

③ノンミガス製品は年々多様化しており、工業製品の占める割合が増大している。

工業製品、農水産品、鉱業製品の割合の変化をみると、工業製品は87年には全体の78.1%であったが92年には84.2%に増加、鉱業製品も87年の2.7%から92年には6.2%に増加している。一方、農水産品は87年の19.1%から92年には全体の9.5%にまで減少している。

④輸出市場の多様化も大きな特徴である。80年代初頭には、インドネシア製品のおよそ80%が日本、米国、シンガポールの3カ国向けであったが、第5次5カ年計画終了時にはこの比率は全体の55%にまで減少している。輸出仕向け国・地域も88年の117国・地域から92年には134国・地域に増大している。

⑤アジア太平洋地域への輸出が、87年の64億5,400万米ドルから92年には162億2,600万米ドルへと急速に伸びている。

⑥東アジアでは、韓国、台湾、中国などが将来有望な市場である。対ASEAN諸国へのノンミガス輸出は92年に39.2%も増大した。

⑦製造業が栄え、投資が増え、輸出が増大した結果、基礎・生産材、資本金材などの輸入が増大した。

P J P I期における輸入の伸びは年平均で15.4%増。88～92年の間では、年率21%で増加した。資本金材、基礎・生産材、消費財はそれぞれ年率で32.7%、18.8%、21.2%の伸び率を記録。

⑧88～92年の間における、アジアN I E Sからの輸入は年率31.3%増、米国からは同21.1%、ECからは同23.9%、中国からは同16.6%で増えている。

日本からは年率18.1%、ASEANからは同13.3%、中東からは同11.2%増である。

⑨アジアN I E Sからの輸入急増は、これら諸国からの製造業リロケーションの結果、資本金材をはじめとする輸入が増えたためである。

(2)現状及び今後の課題

①P J P Iにおける非石油・ガス輸出の特徴は、以下の2つに要約できる。

- ・輸出仕向け地は増えたものの、輸出量からみれば未だに特定の数カ国に集中している。
- ・輸出製品は多様化したものの、ベースとなる商品は繊維製品、木材製品、魚類、ゴム電気製品など数品目である。

②伝統的市場（日・米など）におけるインドネシア製品の地位も不安定。

- ・他の生産国との間の競争激化
- ・NAFTA（北米自由貿易協定）や欧州統合市場などの出現
- ・環境問題や政治課題など通商問題へ影響する諸問題の出現
- ④中東、東ヨーロッパ、南アメリカなど新市場の出現。
- ④GATTのウルグアイ・ラウンド合意による課題の発生。
 - ・関税引き下げ、非関税障壁の撤廃
 - ・繊維貿易のGATTへの統合
 - ・知的所有権問題
 - ・貿易に関連した資本投資の要求
 - ・サービス貿易
 - ・世界貿易機構（WTO）の形成
- ⑤中小輸出企業の役割の強化発展。
- ⑥国内生産促進のための輸入管理の改善。
- ⑦PJPⅡでは、伝統的な市場はより強固に、そして新規又は潜在的市場、特にアジア太平洋地域への参入強化及び輸出のベースとなる商品の拡充、を図る。
- ⑧輸出増への障害
 - ・国際規格に合致しないために生じる輸出製品の競争力不足
 - ・自国船会社のキャパ不足→一部製品の第3国経由輸送によるコスト高
 - ・輸出手続きの非効率、一貫しない商品供給によるバイヤーの信用低下
 - ・労働力の質の低さ
 - ・輸出関連団体からの不適切な情報の提供
 - ・先進諸国による貿易ブロックと保護主義の出現
 - ・一貫性のない関税、非関税システム
- ⑨輸出増への機会
 - ・アジア太平洋市場の存在
 - ・ASEAN協力によるAFTA（ASEAN自由貿易地域）の創出、成長の三角地帯（北スマトラ、マレーシア、タイ）（シンガポール、ジョホール、リアウ）等
 - ・国内交易（domestic trade）システムの効率アップ

5. 第6次5カ年計画の計画内容及び第2次長期25カ年計画（PJPⅡ）の内容

(1)第6次5カ年計画の目標

- ①ノンミガス輸出は年率16.8%で伸び、第6次計画終了時には628億米ドルに達する。
- ②農水産品、工業製品、鉱業製品はそれぞれ年率で6.8%、17.8%、14.4%伸び、第6次計画終了時には35億米ドル、562億米ドル、32億米ドルに達する。（表10参照）
- ③第6次計画終了時における農水産品、工業製品、鉱業製品のノンミガス輸出全体に占める割合は、それぞれ89.4%、5.5%、5.1%となる。

(2)第6次5カ年計画中の施策

①輸出製品の競争力強化

輸出入手続きの簡素化、関税及び非関税障壁の低減を進める。

②ノンミガス輸出の構造強化

主要製品の多様化、品質向上による国際的規格の適用。

③輸出市場の新規開拓

内外ネットワークを利用した輸出促進、外国市場及び貿易法令の調査、カウンター・トレードの推進。

④ビジネス情報の質の向上

貿易情報ネットワーク・システムの拡充。

⑤当該インフラ及び関連サービスの改善

港湾・運輸・電気・通信設備の改善、港湾・税関サービスの向上、工業団地・保税地域の改善、輸出振興庁の強化。

⑥輸出信用のグレード・アップ

中小貿易業者向けの輸出信用保険、保障の供与。

⑦国際貿易面での協力関係の改善

APECやGATTウルグアイ・ラウンドを通じての対先進国・非同盟諸国との協力強化。

⑧中小企業の資質と役割の向上

輸出業者協同組合を通じた情報提供及び技術援助。

⑨輸入のコントロール

消費者及び環境保護、新製品の開発及び技術開発促進、輸入規制の簡素化、知的所有権保護を目的に実施。

(3)第2次長期25カ年計画(PJPⅡ)期の目標

①国際市場におけるノンミガス製品の競争力の強化。

②国内取引と統合され、生産性・効率性の高い貿易システムの構築。

6. 貿易部門での経済協力

日本政府の輸入拡大策とインドネシア政府の非石油・ガス産品輸出促進策に応える観点から、日本政府としては、様々な形でインドネシアの非石油・ガス産品の輸出拡大を支援している。

ジェットロにおいては、日本からの専門家によるインドネシア産品のデザイン、品質の改良指導、日本国内での各種見本市への出展・招聘、インドネシアで開催される見本市への輸入ミッション派遣、日本のマーケット情報の提供、引き合いの処理、貿易相談等の事業を通じて、インドネシア産品の輸出促進に協力している。

また、90年にはJICAの無償協力でジャカルタに貿易研修センター(商業省管轄)が開設され、インドネシア企業の輸出能力の向上に寄与している。

表 2)

インドネシアの貿易動向

(単位：百万US\$, %)

年	輸 出						輸 入	
	非石油・ガス		石油・ガス		合 計		輸入額	増加率
	輸出額	増加率	輸出額	増加率	輸出額	増加率		
1986	6,528	11.2	8,277	-34.9	14,805	-20.4	10,718	4.4
1987	8,580	31.4	8,556	3.4	17,136	15.7	12,370	15.4
1988	11,537	34.5	7,682	-10.2	19,219	12.2	13,249	7.1
1989	13,480	16.8	8,679	13.0	22,159	15.3	16,360	23.5
1990	14,604	8.3	11,071	27.6	25,675	15.9	21,837	33.5
1991	18,247	25.0	10,895	-1.6	29,142	13.5	25,869	18.5
1992	23,296	27.7	10,671	-1.9	33,967	16.6	27,280	5.5
1992								
1	1,481	6.3	877	-24.5	2,358	-7.7	2,189	13.7
2	1,666	23.4	821	-18.8	2,487	5.3	2,228	4.6
3	1,799	39.9	828	-0.2	2,627	24.2	2,134	-3.4
4	1,555	16.3	835	-10.1	2,390	5.5	2,263	11.2
5	1,856	35.9	846	-16.4	2,702	13.7	2,245	0.1
6	1,820	15.7	873	1.6	2,693	10.7	2,352	5.7
7	1,899	19.8	945	-1.0	2,844	12.0	2,202	1.1
8	2,017	25.7	879	8.5	2,896	20.0	2,207	7.8
9	2,013	29.0	837	-4.8	2,850	16.8	2,374	22.2
10	2,362	39.3	1,092	28.7	3,454	35.8	2,086	-7.6
11	2,414	50.7	899	11.4	3,313	37.5	2,240	8.2
12	2,412	27.3	939	18.3	3,351	24.7	2,785	6.7
1993								
1	2,138	44.3	864	-1.4	3,002	27.3	2,143	13.9
2	2,125	27.6	767	-6.6	2,893	16.3	2,016	-9.5
3	2,116	17.6	892	7.7	3,008	14.5	2,191	3.0
4	2,213	42.3	744	-10.9	2,957	23.7	2,234	-1.3
5	2,230	20.1	888	5.0	3,118	15.4	2,154	-4.1
6	2,155	18.4	827	-5.3	2,982	10.7	2,629	11.8
7	2,178	14.7	847	-10.4	3,026	6.4	2,438	10.7
8	2,300	14.0	828	-5.8	3,128	8.0	2,221	0.6
9	2,309	14.7	776	-7.3	3,084	8.2	2,683	13.0
10	2,411	2.1	807	-26.1	3,218	-6.8	2,432	16.5
11	2,464	2.1	748	-16.8	3,212	-3.0	2,373	3.8

(出所) 中央統計局、INDIKATOR EKONOMI

(注) 増加率は前年同月比

表3)

インドネシアの品目別輸出動向

(FOB) (単位:百万US\$, %)

品 目	1989		1990		1991		1992		1993(1~11)	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
総輸出額	22,159	15.3	25,675	15.9	29,142	13.5	33,967	16.6	33,628	9.8
石油・ガス	8,679	13.0	11,071	27.6	10,895	-1.6	10,671	-2.1	8,988	-7.6
原油	5,140	21.4	6,220	21.0	5,696	-8.4	5,398	-5.2	4,440	-9.3
石油製品	920	-3.6	1,184	28.7	1,019	-14.0	1,221	19.8	862	-24.3
天然ガス	2,618	5.0	3,667	40.1	4,181	14.0	4,052	-3.1	3,687	-0.3
非石油・ガス	13,480	16.8	14,604	8.3	18,248	25.0	23,296	27.8	24,640	18.0
農水産物	1,943	1.8	2,083	7.2	2,282	9.6	2,212	-3.0	2,398	20.4
コーヒー	482	-12.4	369	-23.3	361	-2.2	217	-39.9	285	52.4
茶	163	29.9	181	11.2	143	-20.9	141	-1.4	139	11.8
香辛料	183	-17.8	152	-16.5	154	1.2	142	-7.8	117	-8.3
海老	541	8.5	672	24.1	759	13.0	757	-0.3	804	16.4
魚	177	39.3	246	39.5	328	33.0	364	11.0	424	29.8
工業製品	11,028	19.1	11,879	7.7	15,068	26.9	19,613	30.2	20,841	18.8
合板	2,352	13.4	2,726	15.9	2,871	5.3	3,230	12.5	3,887	33.4
製材	668	10.8	110	-83.5	177	61.0	312	76.3	334	23.0
錫	251	38.3	173	-31.0	149	-13.8	163	9.4	85	-42.7
アルミニウム	381	15.9	262	-31.1	226	-13.9	265	17.3	248	1.6
ニッケル板	315	-10.6	188	-40.1	215	14.1	157	-27.0	134	-1.9
繊維	2,032	42.3	2,917	43.6	4,075	39.7	6,061	48.7	5,577	3.2
ガーメント	1,172	47.4	1,657	41.4	2,290	38.2	3,189	39.3	3,172	11.3
繊維・糸等	860	35.9	1,260	46.5	1,785	41.7	2,872	60.9	2,405	-5.9
ゴム	1,035	-15.0	892	-13.8	981	10.0	1,125	14.7	976	-4.9
パーム油	245	-11.2	204	-16.8	335	64.9	356	6.3	439	44.9
機械機器	190	80.8	286	50.5	527	84.2	1,097	108.2	1,463	49.0
加工食品	234	68.2	292	24.9	391	33.6	430	10.0	388	1.6
セメント	128	69.8	97	-24.6	43	-55.5	107	148.8	64	-34.8
化学品	117	58.1	114	-2.6	147	29.6	214	45.6	238	26.4
肥料	165	23.3	194	17.4	298	53.3	186	-37.6	144	-18.1
皮革・同製品	79	2.0	73	-7.7	53	-26.9	81	52.8	67	-8.0
紙・紙製品	168	21.2	156	-7.0	268	71.8	345	28.7	459	43.9
家具	165	137.2	285	72.5	382	34.1	484	26.7	599	37.6
その他工業品	979	35.6	1,413	44.3	2,116	49.8	2,976	40.6	3,677	40.0
履物	220	166.8	570	158.4	994	74.6	1,324	33.2	1,507	27.4
鉱業品	503	44.2	636	26.5	889	39.8	1,453	63.6	1,378	3.7
銅	306	32.3	374	22.5	498	33.1	731	46.8	676	0.7
ニッケル	63	59.9	40	-36.7	42	4.5	36	-14.3	29	-15.6
石炭	81	95.5	168	107.6	275	63.6	603	119.3	588	7.2

(出所) 中央統計局、INDIKATOR EKONOMI

(注) 93年1~11月の増加率は前年同期比

表4)

インドネシアの品目別輸入動向

(CIF) (単位:百万US\$, %)

品 目	1989		1990		1991		1992		1993(1~11)	
	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率
総輸入額	16,360	23.5	21,837	33.5	25,869	18.5	27,280	5.5	25,514	4.1
食料品	911	41.9	852	-6.5	1,081	26.9	1,274	17.9	1,241	5.6
飲料・タバコ	34	-2.2	54	60.5	74	37.0	89	20.3	104	26.4
素原材料	1,674	38.9	1,885	12.6	2,151	14.1	2,409	12.0	2,188	0.4
鉱物性燃料	1,253	30.6	1,937	54.7	2,323	19.9	2,104	-9.4	1,921	8.3
動・植物油	151	-14.4	26	-83.1	41	57.7	149	263.4	93	-33.4
化学品	2,873	13.1	3,394	18.1	3,432	1.1	3,776	10.0	3,633	7.1
工業製品	2,638	27.9	3,553	34.7	4,138	16.5	4,668	12.8	4,395	6.2
機械機器	6,182	21.3	9,328	50.9	11,631	24.7	11,700	0.6	10,932	2.8
その他工業品	634	40.4	797	25.8	980	23.0	1,110	13.3	1,008	-0.3
消費財	689	46.7	877	27.3	958	9.3	1,213	26.6		
原材料	11,906	16.5	14,893	25.1	17,234	15.7	18,700	8.5		
資本財	3,766	47.3	6,067	61.1	7,677	26.5	7,367	-6.0		

(出所) 中央統計局、INDIKATOR EKONOMI

(注) 93年 1~11月の増加率は前年同期比

表5)

インドネシアの主要相手国・地域別輸出動向

(FOB) (単位:百万US\$)

品 目	1989		1990		1991		1992		1993(1~11)	
	輸 出	増加率	輸 出	増加率						
総 額	22,159	15.3	25,765	15.9	29,142	13.5	33,967	16.6	33,628	9.8
非石油・ガス	13,480	16.8	14,604	8.3	18,248	25.0	23,296	27.7	24,640	18.0
アジア										
日本	3,509	32.7	3,061	-12.8	3,613	18.0	3,917	8.4	4,711	33.4
香港	547	6.0	600	9.8	697	16.3	854	22.4	817	7.5
韓国	436	35.8	484	11.2	694	43.3	707	1.9	924	43.8
台湾	380	19.8	385	1.5	495	28.6	738	48.9	821	23.5
中国	338	-28.1	575	70.2	675	17.3	768	13.8	651	-4.3
シンガポール	1,654	6.0	1,631	-1.3	2,268	39.0	3,160	39.3	2,912	5.2
オセアニア										
オーストラリア	176	34.4	194	9.8	248	27.9	336	35.6	365	20.0
ニュージーランド	19	28.7	18	-3.9	24	30.0	35	47.8	39	23.5
北 米										
U. S. A.	2,042	10.9	2,387	16.9	2,733	14.4	3,857	41.1	4,195	20.5
カナダ	108	7.2	139	28.5	172	24.1	289	68.1	277	4.5
ヨーロッパ										
イギリス	384	13.6	517	34.7	654	26.5	844	29.0	902	18.0
オランダ	680	5.8	715	5.3	824	15.2	1,100	33.5	982	0.6
フランス	209	27.1	286	36.8	386	35.1	495	28.2	443	-1.6
ドイツ	493	8.2	750	52.2	907	21.0	978	7.8	1,051	20.7
イタリア	223	5.5	257	15.3	377	46.4	522	38.7	454	-3.0
石油・ガス	8,679	13.0	11,071	27.6	10,895	-1.6	10,671	-2.1	8,988	-7.6
アジア										
日本	5,812	8.2	7,863	35.3	7,153	-9.0	6,842	-4.4	5,582	-10.1
香港	2	-94.3	18	717.3	6	-68.4	27	383.3	3.2	-88.5
韓国	486	-6.5	879	80.9	1,254	42.6	1,376	9.8	1,093	-10.3
台湾	196	21.8	464	136.4	561	20.9	541	-3.5	491	-2.2
中国	231	935.5	260	12.4	516	99.0	629	21.8	508	-15.0
シンガポール	164	75.9	271	64.7	142	-47.7	153	8.1	157	10.9
オセアニア										
オーストラリア	210	30.0	209	-0.4	380	81.7	410	7.9	359	-6.8
ニュージーランド	36	161.1	59	62.1	4	-93.3	3	-34.4	16	533.9
北 米										
U. S. A.	1,454	18.1	977	-32.8	776	-20.6	562	-27.5	558	4.6
カナダ									0	-
ヨーロッパ										
イギリス	0	-	0.02	-	0.02	23.0	0	-		
オランダ	2	-55.0	8	360.2	13	71.6	0	-		
フランス									14	-
ドイツ			0.03	-	0	-				
イタリア	11	21.9	19	71.9	5	-74.7	60	1174.9	112	84.6

出所) 中央統計局、INDIKATOR EKONOMI

表6)

インドネシアの主要相手国・地域別輸入動向

(CIF) (単位:百万US\$)

品 目	1989		1990		1991		1992		1993(1~11)	
	輸 入	増加率	輸 入	増加率	輸 入	増加率	輸 入	増加率	輸 入	増加率
総 額	16,360	23.5	21,837	33.5	25,869	18.5	27,280	5.5	25,514	4.1
非石油・ガス	15,164	22.9	19,917	31.3	23,559	18.3	25,165	6.8	23,575	4.0
アジア										
日本	3,753	11.4	5,282	40.8	6,276	18.8	5,980	-4.7	5,478	1.2
香港	178	35.0	266	49.0	230	-13.6	227	-1.1	225	8.5
韓国	560	49.6	983	75.5	1,401	42.5	1,874	33.8	1,903	12.0
台湾	975	57.2	1,333	36.8	1,319	-1.1	1,280	-2.9	1,196	19.5
中国	523	20.3	641	22.7	828	29.1	745	-10.0	805	19.5
シンガポール	741	19.0	832	12.3	913	9.7	949	4.0	1,048	23.1
オセアニア										
オーストラリア	886	57.8	963	8.6	1,127	17.0	1,200	6.6	1,071	-0.5
ニュージーランド	98	1.9	115	17.0	109	-5.1	136	24.9	149	20.6
北 米										
U. S. A.	2,177	28.0	2,485	14.1	3,277	31.9	3,764	14.9	2,795	-17.0
カナダ	309	13.3	403	30.3	354	-12.1	459	29.6	365	-11.4
ヨーロッパ										
イギリス	357	6.3	438	22.7	598	36.6	707	18.3	689	6.6
オランダ	242	-5.7	547	125.9	501	-8.3	502	0.2	530	28.0
フランス	405	-12.4	642	58.5	542	-15.6	814	50.2	754	3.1
西ドイツ	914	3.7	1,494	63.4	2,053	37.4	2,124	3.4	1,899	-1.6
イタリア	348	42.1	400	15.0	535	33.8	558	4.3	473	-9.8
石油・ガス	1,195	31.5	1,920	60.7	2,310	20.3	2,115	-8.5	1,939	5.9
アジア										
日本	14	-16.4	18	27.4	51	183.8	34	-34.1	33	8.3
香港	0.7	-34.8	7	931.2	2	-68.7	2	-25.2	1.1	-36.1
韓国	2	13.1	2	1.1	38	1897.0	20	-48.4	19	3.5
台湾	3	-40.5	8	173.5	9	18.5	12	33.7	7.1	-35.6
中国	4	6.4	11	146.1	7	-34.4	7	-7.7	28	356.9
シンガポール	381	39.8	439	15.3	785	78.8	721	-8.1	597	10.8
オセアニア										
オーストラリア	39	129.2	223	478.1	251	12.7	213	-15.4	166	18.4
ニュージーランド	0	-	0.03	-	9	22855.	0	-		
北 米										
U. S. A.	41	16.4	35	-12.9	120	238.0	59	-51.1	139	156.5
カナダ	1	11.4	4	186.5	0	-99.9	0.1	6282.7	5.0	5133.7
ヨーロッパ										
イギリス	3	-33.5	2	-27.6	5	141.8	12	162.6	5.1	-56.4
オランダ	6	239.6	3	-39.9	4	6.0	4	13.1	53	1269.4
フランス	0.9	-59.5	0.8	-4.6	1	70.9	2	33.3	2.6	43.7
西ドイツ	6	18.4	8	21.1	8	2.7	17	122.6	11	-29.6
イタリア	0.6	-78.8	10	1425.9	1	-88.6	0.5	-52.5	1.6	222.8

出所) 中央統計局、INDIKATOR EKONOMI

表7)

日本の対インドネシア輸入

(CIF) (単位: 百万US\$)

品 目	1990	1991	1992		1993	
	金額	金額	金額	増加率	金額	増加率
総 額	12,721	12,770	12,244	- 4.1	12,478	1.9
食料品	779	898	905	0.8	1,095	21.0
まぐろ・かつお	90	137	149	8.8	176	17.9
えび	500	531	538	1.4	653	21.3
コーヒー	82	104	73	- 29.6	76	3.0
原料品	920	957	970	1.4	944	- 2.7
金属原料	552	632	637	0.7	543	- 14.7
銅鉱	256	329	373	13.2	336	- 9.8
ニッケル鉱	43	46	39	- 14.0	29	- 26.2
非鉄金属中間生産品	212	219	199	9.1	151	- 24.4
木材・コルク	241	194	196	1.3	288	46.9
製材	199	150	149	- 0.3	235	57.5
ゴム	87	86	83	- 3.2	67	- 19.6
鉱物性燃料	9,080	8,768	7,952	- 9.3	7,107	- 10.6
石炭・同製品	51	125	243	94.8	281	- 7.6
石油・同製品	5,029	4,669	3,746	- 19.8	3,176	- 15.2
原油	3,856	3,836	3,017	- 21.4	2,644	- 12.3
石油製品	1,174	834	730	- 12.4	532	- 27.1
石油ガス等	4,000	3,974	3,963	- 0.3	3,669	- 7.4
工業製品	1,928	2,132	2,388	12.0	3,314	38.8
化学品	41	73	95	30.5	112	18.6
機械機器	51	108	166	54.0	201	20.8
電気機械	19	39	66	67.1	81	23.5
精密機械	19	40	55	35.6	64	16.6
カメラ類	18	38	53	38.3	62	16.3
繊維製品	151	227	365	61.1	421	15.4
織物類	29	35	41	16.1	36	- 11.4
繊維二次製品	116	175	292	66.6	348	19.0
金属品	373	325	283	- 12.9	281	- 0.7
鉄鋼(一次製品)	65	72	21	- 71.3	9	- 56.4
金属製品	34	39	47	19.6	59	25.3
非金属鉱物製品	54	58	67	16.5	82	21.5
ガラス製品	20	16	10	- 39.0	14	40.4
真珠	27	30	48	59.5	58	20.9
その他の原料別製品	1,060	1,061	1,072	1.1	1,852	72.7
木製品	1,043	1,046	1,057	1.1	1,834	73.6
合板	981	943	929	- 1.5	1,669	79.7
雑製品	198	282	339	20.6	365	7.4
履き物	41	70	90	28.1	89	- 1.8
木製家具	20	26	35	31.5	57	21.0

出所) JETRO NBDC SYSTEM

表8)

日本の対インドネシア輸出

(FOB) (単位: 百万US\$)

品 目	1990	1991	1992		1993	
	金額	金額	金額	増加率	金額	増加率
総 額	5,040	5,612	5,576	- 0.7	6,022	8.0
食料品	12	11	14	19.7	12	- 10.2
原料品	88	106	148	38.8	147	- 0.7
工業製品	4,870	5,428	5,347	- 1.5	5,789	8.3
化学品	533	526	606	15.2	678	11.9
無機化学品	49	42	48	9.6	52	13.9
有機化学品	174	173	219	26.9	269	22.8
プラスチック	190	181	184	1.8	188	2.1
機械機器	3,363	3,824	3,644	- 4.7	3,944	8.2
一般機械	1,963	2,367	2,071	- 12.5	1,993	- 3.8
内燃機械	492	582	717	23.1	669	- 6.6
建設・鉱山機械	272	245	203	- 17.1	263	29.7
金属加工機械	93	112	110	- 1.8	70	- 36.1
産業用機械	675	905	496	- 45.2	478	- 3.7
繊維機械・シツ	524	638	318	- 50.2	308	- 3.7
事務用機械	32	28	35	22.0	26	- 23.8
機械部品	143	150	195	29.6	223	14.7
電気機械	385	592	838	41.5	903	7.8
通信機器	58	69	119	73.4	80	- 32.7
AV部品	17	27	94	248.6	117	24.6
電子部品	11	19	43	126.6	52	19.8
その他	170	209	231	10.2	271	17.4
輸送機械	872	688	548	- 20.4	840	53.4
自動車	803	602	458	- 23.8	711	55.3
自動車部品	480	427	273	- 36.0	411	50.4
二輪自動車	55	64	73	13.9	103	42.3
精密機械	143	177	188	5.9	208	10.7
繊維製品	105	119	146	23.5	163	11.5
糸類	56	55	66	20.2	71	6.7
金属品	653	736	720	- 2.2	722	0.3
鉄鋼	465	535	511	- 4.6	507	- 0.8
非金属鉱物製品	40	47	47	1.1	53	12.2
その他の原料別製品	75	71	75	5.8	94	25.0
雑製品	100	104	108	3.8	134	24.9

出所) JETRO NBDC SYSTEM

表9) 日本の製品輸入相手上位20カ国・地域

(単位：100万円,%)

順位	93	92	91	国・地域名	金額	構成比	前年比 伸び率	備考 (増加品目、減少品目)
1	1	1	1	米 国	36,137	27.3	6.7	電機機械(18.4%増) 輸送機械(10.4%増) 精密機器(15.6%増)
2	2	2	4	中 国	14,204	11.3	31.4	繊維二次製品(29.4%増) 電機機械(56.1%増)
3	4	3	3	韓 国	9,454	7.6	2.9	電機機械(29.5%増) 金属製品(21.6%増)
4	3	2	2	ドイツ	9,422	7.5	-9.4	一般機械(19.3%減) 輸送機械(16.2%減)
5	5	5	5	台 湾	6,186	4.9	0.3	一般機械(17.1%増) 鉄鋼(28.8%増)
6	7	7	7	英 国	4,278	3.4	2.5	一般機械(30.2%増) 輸送機械(21.2%増)
7	6	6	6	フランス	3,948	3.2	-5.6	無機化学品(22.7%減) 輸送機械(22.9%減)
8	9	11	8	イタリア	3,643	2.9	14.1	一般機械(8.2%増) 電機機械(18.4%増)
9	8	8	8	イギリス	3,627	2.9	-7.2	織物類(5.5%減) 繊維二次製品(12.3%減)
10	12	12	12	インドネシア	3,295	2.6	37.3	木材・コルク製品(73.6%増) 繊維二次製品(19.0%増)
11	10	9	9	スイス	2,780	2.2	-11.4	一般機械(30.9%減) 金(33.1%減)
12	13	15	15	ロシア	2,711	2.2	33.2	電機機械(31.4%増) 木材・コルク製品(285.3%増)
13	14	13	13	シンガポール	2,589	2.1	30.6	一般機械(79.3%増) 電機機械(19.4%増)
14	11	10	10	オーストラリア	2,437	1.9	0.1	輸送機械(12.2%増) 鉄鋼(11.9%増) 金(17.7%増)
15	15	16	16	香港	1,778	1.4	-3.5	繊維二次製品(12.9%減) 革・皮革・毛皮製品(26.2%減) 一般機械(25.5%減)
16	16	17	17	カナダ	1,677	1.3	1.7	木材・コルク製品(147.1%増) 輸送機械(84.7%増)
17	17	20	20	韓国	1,475	1.2	27.3	電機機械(339.2%増) 輸送機械(36.0%増)
18	19	18	18	ベルギー	1,239	1.0	8.4	輸送機械(103.2%増) 医薬品及び医薬用品(84.2%増)
19	21	21	21	インド	1,136	0.9	14.8	真珠・貴石・半貴石(18.5%増) 鉄鋼(229.3%増)
20	25	25	25	タイ	1,133	0.9	28.3	有機化学品(46.9%増) 一般機械(160.8%増)

出所：大蔵省貿易統計、ジェトロにて加工

表10) 第6次計画期(1994/95~1998/99)におけるノンミガス輸出の推移

(単位:百万米ドル,%)

品目	1993/94 1)	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	TOTAL
農水産品	2,488.90	2,646.90	2,818.00	3,010.90	3,224.20	3,453.70	15,153.70
成長率	5.90	6.35	6.45	6.85	7.08	7.12	6.77 2)
工業製品	24,763.30	29,109.00	34,213.90	40,232.40	47,418.90	56,149.60	207,123.80
成長率	18.50	17.55	17.54	17.59	17.86	18.41	17.79 2)
鉱業製品	1,627.50	1,832.70	2,097.40	2,425.40	2,789.70	3,181.00	12,326.20
成長率	21.10	12.61	14.44	15.64	15.02	14.03	14.35 2)
合計	28,879.70	33,588.60	39,129.30	45,688.70	53,432.80	62,784.30	234,603.70
成長率	16.30	16.30	16.50	16.71	17.00	17.50	16.80 2)

注: 1)推定値(第5次計画最終年次)

2)第6次計画平均値

出所: 第6次開発5カ年計画 BUKU III

32. 協同組合

渡辺英夫専門家
協同組合・小企業省
大臣官房計画局

1. 開発の現状

(1) 協同組合・小企業省（協同組合省）における新たな所管事項

従来、協同組合省では都市および農村協同組合の開発、推進を所管していたが、経済の急速な発展により都市化が著しく進み、また小企業の開発育成が国民経済上重要な課題となってきた。このため、1993年5月の機構改革において、これまで業務の主流であった農村協同組合対策に加え都市協同組合対策を強化するとともに、小企業育成が新たな所管事項として追加された。この結果、同省は、各々性格を異にする三つの分野を所管し、事業総局は、以下の三総局から構成されることとなった。

- 農村協同組合開発総局
- 都市協同組合開発総局
- 小企業推進総局

(2) 協同組合の現状

ア。協同組合活動の法的強化

農村開発、小農の保護育成、農業生産の向上等のため、インドネシアの独立とともに協同組合の育成がうたわれ、KUD（Koperasi Unit Desa：村落共同体）の活動強化を目的とした法律の制定、大統領令の公布が行われてきた。

1992年には、従来の『Basic Regulation for Cooperatives』（Law Number 12, 1967年）が改定され、『Law of Cooperatives』（The Law of the Republic of Indonesia Number 25 of 1992）が制定された。

同法では協同組合の事業活動について以下の点を指摘している。

- 協同組合の機能
 - ・地域住民による経済活動の発展
 - ・社会生活の改善
 - ・国家経済強化への貢献

- 協同組合の原則
 - ・自発的で開かれた会員制
 - ・民主的な運営

- ・ 会員への利益の還元
 - ・ 限定利息での資金の提供
 - ・ 自立性
 - ・ 協同組合教育および協同組合間の協力
- － 理事および監査役の選出と任務・責任の明確化
 - － 純利益の扱い
 - ・ コスト、減価償却、租税、準備金等の取扱いの明確化
 - － 政府の役割
 - ・ 協同組合の成長および社会活動のための環境作りとその改善
(事業機会の提供、健全な自立体への育成、相互扶助、文化活動の向上)
 - ・ 協同組合活動への指針作成と支援
(会員への利益還元、人材育成、金融への便宜、事業ネットワークの形成)
 - ・ 協同組合の保護
(協同組合のみによる事業分野の設定、既得事業分野の保護等)

イ。大規模な団体数・会員数

協同組合は、地理的、事業的側面からKUD（村落共同体）とNon-KUD（一般協同組合）に区分されている。その団体数、会員数等はTable-1およびFig-1に示したとうり極めて大規模なものとなっている。1993年7月時点では、Non-KUDについては会員数 1、359万人、団体数 32、039、1団体当たり平均 424人であり、KUDについては、2、147万人、8、673団体、KUDあたり平均2、476人となっている。KUDでは、一農家一組合員ではなく成人は組合員の資格を有するため、どの程度の農家数を擁するかは明確でないが、農村部における交通・通信の未発達な状況を考えるとKUDと会員の一帯感を育成するため、今後様々な事業が必要となろう。

ウ。求められる管理体制の強化

協同組合活動の活性化には、管理体制の整備、管理者のリーダーシップは極めて重要な問題である。Table-2に示したとうり、KUD、Non-KUDとも管理体制は不十分である。Non-KUDでは管理者のいるものが全体の約5%に過ぎず、過去5年間必ずしも増加しているとはいえない。一口に言えば、ほとんどのNon-KUDでは管理体制が整っておらず、しかも改善の方向にもないという状況にある。一方、KUDでは、管理者のいるものは過去5年間の平均が58%であり、比較的高い数値となっている

が、近年その団体数、比率とも低下傾向にある。

管理者のいない団体がどの様な活動を行っているか、実態は不明であるが自立的、建設的行動が取られていないであろうことは明確である。現在、協同組合の活性化が緊急の課題としてその実現が求められているが、その手順として、まず、管理体制の整備を進めるのが先決である。

エ。自立KUDは着実に増加

組織、事業活動、財務状況等の13項目をすべて満たしたKUDは協同組合省により自立KUDとして認定されている(参考)。1989年以降の年次別達成率および自立KUDの総数は、下表のとうりである。

項目	1989	1990	1991	1992	1993*
A <u>総KUD</u>	8091	8334	8535	8749	8673
<u>年度別自立KUD</u>					
B 目標	555	674	1396	2355	1259
C 達成	544	885	1381	1320	126
D 達成率(C/B)%	98	131	99	56	10
<u>累積自立KUD</u>					
E 組織数	544	1429	2810	4130	4256
F 比率(E/A)%	7	17	33	47	49

(注) ・*・*・1993年7月現在
 ・協同組合・小企業省(1993)による

この表からも明らかなとうり、自立KUDは年々増加しているが、1992年には達成率が大幅に下がり頭打ちが懸念される。自立KUDの総数が4、256となり、管理者のいるKUDの数4、595に近くなっている。自立KUDの条件に管理者の選出が義務付けられているため、自立KUDの今後の拡大にあたっては管理体制整備の推進が不可欠の要素となっている。

自立KUDの比率は、州により大幅に異なっている。ジャワ島各州、バリ、南スラエシ、南カリマンタン、NTBで高い数値となっているが、スマトラの一部、東カリマンタン、イリヤンジャヤでは著しく低い数値となっている(Table-3)。

自立KUD達成率の差についてその原因は解明されておらず、また自立KUD 4、256のうち、他の経済分野の発展と歩調を合わせて行けるKUD、即ち農村の相対

的貧困から脱却できるKUDがどの程度存在し、またどの様な指標で把握すべきか今後の課題は多い。

(3) KUDの事業

ア。米の集荷・売却

これまで、KUDの最大の機能は食糧調達庁(BULOG)の米買い付けに対する農民からの初の集荷と精米にあるとされてきた。

KUDによるBULOGおよび公共市場への米の売却については以下の数値が示されている。

区分	1988	Repelita-V			
		1989	1990	1991	1992
<u>BULOGへの売却</u>					
KUD数	2,022	2,120	1,822	2,126	2,836
精米相当量(千t)	957	2,024	1,231	1,171	2,051
<u>公共市場への売却</u>					
KUD数	1,511	1,676	1,499	1,385	1,244
精米相当量(千t)	110	124	99	92	58

- (注) ・数値は各財政年度
 ・1992年度は暫定数値
 ・協同組合・小企業省(1993)による

この統計によれば、米をBULOGへ売却しているKUDの数は過去5年間で平均2,185、公共市場へ売却しているものは平均1,463となっておりいずれも相当な数に達している。また、売却数量については、BULOGへの売却が平均1,487千トン、公共市場への売却が平均97千トンとなっている。BULOGへの売却は1KUD当たり681トンであり、また生産量の5-6%に過ぎないが、国家備蓄量に対しては80%強とその大部分を占めている。

イ。農業生産

国内総生産(GDP)に占める食用作物比率は60%程度と言われており、農業生産の農村経済に占める比重は、極めて多きい。これらの作物がKUD、農民にどの程度の

影響を与えているかを推定するため、村の財政収入に及ぼす影響について中央統計局の資料に基づき、数量化-I類により分析を試みた。

その結果は、Table-4に示したとうりであり、以下の傾向が見られた。

- ・米の影響度は圧倒的に大きく、生産量と財政収入との間に明確なプラスの相関がみられる。また、生産の少ないところほど所得も少ないことから農村貧困対策には米の安定化がまず大切であることを示している。
- ・大産地の野菜、大豆、とうもろこしでは影響度も小さいが、その傾向はマイナスとなっており、生産振興、流通・加工面の改善の必要性を示唆している。
- ・野菜・果実とも各々17品目をまとめても、ジャワ島全体で大きな影響を及ぼす状況にはなく、地域特性を生かした製品の促進を行う必要がある。
- ・サツマイモについては米に次ぐ高いレンジとなっているが、他の年度および他の財政収入項目ではほとんど相関を示さないことから、これは特別な事例と考えるほうが妥当と思われる。
- ・地理的分布の影響は、かなり大きい。

ウ。その他の事業

米以外の作物・事業の概要をTable-5に示した。

大まかな傾向として以下のような特徴がある。

- ・米に比べ取り扱っている協同組合・KUDの数は少なく、地理条件等により特化する傾向にある。
- ・団体数はほとんどの分野で増加しているが、採掘のような地理分布に直接制約されるものでは減少している。
- ・従業員数では水産、運輸等需要の高いものでは大幅に増加しているが、工芸、パティックでは減少している。
- ・取扱い金額でも増加しているが、大規模化、商業化傾向の強い牛乳、工芸等では減少している。

上記以外のKUD関連事業としては以下のものがある

- ・農業生産物の購入・販売事業
- ・畜産・水産関連事業
- ・生産資機材の購入・販売事業
- ・預貯金、貸し付け事業
- ・運輸事業
- ・家内工業関連事業

・農村電化事業

(4) 都市協同組合の種類と活動

主な都市協同組合には次のようなものがある。

- ・多業種販売協同組合
- ・私企業労働者協同組合
- ・公務員・芸術家協同組合
- ・陸・海軍協同組合
- ・サービス業協同組合
- ・婦人協同組合

これらの活動の現状については、前述のごとく管理体制が未整備なものも多く、活動状況を示す明確なデータはない。主管の総局が設立されたため、今後この分野の活動が強化されよう。協同組合省としては、まず実態把握のための基本統計の整備が必要である。

(5) 小企業

インドネシアでは、小企業は未発達であり、大・中企業との共同化、独自の企業活動は立ち遅れている。

現在、法律の制定が進められており、「Specific Law on Small Enterprises」の法案が議会に上程されている。

その主な項目は以下のような事項と伝えられている。

- ・零細企業、小企業等の区分
- ・主要な対策
 - 信用供与、低利資金、設立・運転資金等の政府による助成、
 - 収益、減価償却等に対する税制上の優遇措置、
 - 政府による信用保証機関の設立とその供与、
 - 事業分野、マーケットシェア、立地条件等における保護措置。

2. 第2次二十五か年計画 (PJPT-11) および第6次五か年計画 (Repelita-VI: Rep-VI) の計画内容

(1) PJPT-11

PJPT-11では、今後の協同組合の活動上の問題点として以下の5項目を指摘

している。

- ・ 会員の質・量の不足
- ・ 管理者層のプロフェッショナリズムの不足
- ・ 組織の管理、運営にかんする技能・知識の不足
- ・ 資本力の弱さ
- ・ 団体としての求心力の弱さ

これらは、いずれも従来から指摘されていたものであるが、経済全体がテイクオフに向かう段階にあって、その重要性が高まっている。これらの問題に対して以下の対策が指摘されている。

- ・ 農民その他の積極参加による組織率の向上
- ・ 自立性の拡大
- ・ 会員の貯金の拡大、株式保有等による財政状況の改善
- ・ 管理者層のプロフェッショナル化
(リーダーシップ・企画力・管理能力の向上、人材育成)
- ・ 管理および業務の効率化
(市場での競争力の向上、マーケットシェアの拡大、生産流通の効率化、準備資金の積み立て)
- ・ ビジネスネットワークの形成
(KUD間の共同作業、私企業・国営企業等とのパートナーシップ)

これらは、いずれも協同組合活動を活性化するのに不可欠の要素である。

これらの個別の要因に加えて、例えば農村協同組合にあっては、営農活動に適合した農協の構築、農業活動の専門化等基本的方向づけ、グランドデザインが求められよう。インドネシアでは今後とも米が農業活動の大宗を占めることは間違いなく、農村の安定化のためには米の低コスト化、品質向上、経営の安定化が不可欠である。また、経済的、社会的な活力の向上のためには、地域の特性を活用した市場性のある特産品の開発、それを支える協同組合活動の特化が重要な要因となる。

今後、どのようにして、どの程度までこれらの項目を実現して行くかが問題であり、Rep-VIの課題となっている

(2) Rep-VI

今後5年間は、インドネシア経済のいわゆるテイクオフの前段階と目されており、

KUD、その他協同組合、小企業ともこれに対応した開発計画が求められている。Rep-VIにおける各種計画が提示されているが、以下に協同組合および小企業関係分を示した。

ア。協同組合

Rep-VIではRep-Vの4年目の年(1992)を基準にして毎年の伸び率を推定し計画作成を行っている。協同組合数の年増加率はほぼ2%台であり5年後でも10-15%の増加にすぎない。しかし、商工業の進展により従業員組合は6%を超える伸びとなっており、36%増が見込まれている。

会員については、KUDで年率4%台、その他では6%弱の伸びとなっている。農業の相対的低下が見込まれる中で、高率の伸びとなっているのはKUDの組織強化への努力とアグリビジネスの進展による農民側の組織化への要求が反映されているものと考えられる。

事業量等については、40-60%の意欲的な伸びとなっている。これは、1992年の人口あたり国民所得659米ドルがほぼ1,000ドルに達するのに相当する増加率(51%)である。今後、米産業がごくわずかな伸びしか期待されない状態であるため米を安定化材とし、付加価値の高い特産品的な商品の開発が急務となっていることを明確に示している。

協同組合の従業員については、人口の伸び程度に押さえられている。事業量等の伸びが相当に大きいことから、協同組合従業員の企画・管理能力、専門的知識の向上、業務の効率が強く求められている。

No.	項目	1992 (実数)	Rep-VI間の推定増加率				実数
			1994 %	1996 %	1998 %	計 %	
<u>1. 協同組合数</u>		40635	2、76	2、62	1、93	13	45996
	KUD	8596	2、00	1、93	1、86	10	9458
	Non-KUD	32039	2、98	2、81	2、66	15	36811
	従業員組合	4296	6、30	6、40	6、60	36	5864
	その他	27743	2、45	2、40	2、36	13	31245
<u>2. 会員数(百万人)</u>		26、4	5、39	4、84	4、42	27	33、5
	KUD	13、5	4、59	4、20	3、88	23	16、6
	Non-KUD	12、9	6、63	5、85	5、24	33	17、2
<u>3. 貯蓄(十億ルピア)</u>		1120	9、80	8、19	7、04	49	1669
<u>4. 事業資本(//)</u>		2762	13、5	10、7	8、87	68	4631
<u>5. 事業量(//)</u>		6813	9、55	8、02	6、91	42	9674
<u>6. 従業員数(千人)</u>		217	2、66	2、53	2、41	13	246
	KUD	80	2、05	1、97	1、89	10	88
	Non-KUD	137	3、02	2、85	2、70	15	158

(注) 協同組合・小企業省資料(1993年8月)から抜粋

イ。小企業

小企業に関しても、協同組合と同様に伸び率が推定されている
その抜粋を次表に示した。

No.	項目	1992 (実数)	Rep-VI間の推定増加率				実数
			1994 %	1996 %	1998 %	計 %	
1. 農業							
	小企業数 (千社)	17500	1、50	1、65	1、84	9	19005
	従業員数 (千人)	37445	0、90	0、90	0、90	5	39178
	事業量 (十億ルピア)	24259	1、50	1、84	2、95	11	26855
2. 工業							
	小企業数 (千社)	1900	1、47	2、18	3、74	13	2142
	従業員数 (千人)	7200	1、50	2、22	3、80	13	8134
	事業量 (十億ルピア)	12800	1、50	1、84	2、95	11	14173
3. 商業							
	小企業数 (千社)	5900	1、49	2、21	3、79	13	6662
	従業員数 (千人)	15340	1、50	2、22	3、80	13	17333
	事業量 (十億ルピア)	24650	1、50	1、84	2、95	11	27288
4. サービス業他							
	小企業数 (千社)	2600	1、53	1、88	3、01	11	2884
	従業員数 (千人)	14040	1、50	1、84	2、95	11	15542
	事業量 (十億ルピア)	11936	1、50	1、84	2、95	11	13214

(注) 協同組合・小企業省資料(1993年8月)から抜粋

3. 国際協力の現状

(1) 協同組合省の実施体制

協同組合省は、設立後10年を経過し、国際協力の実施体制が整いつつある。
現在、以下の組織が設定されている(日本の官庁に比すると)

・大臣官房	計画局	国際協力課	3係
・農村協同組合開発総局	秘書局	計画課	1係
・都市協同組合開発総局	//	//	//
・小企業推進総局	//	//	//

大臣官房が同省における全体の窓口となっており、現局との調整、他省庁、外部機関との折衝を担当している。技術的事項、事業実施等については各現局が担当しており、地方局への連絡も現局が行っている場合が多い。今後、実施能力の向上が期待されている。

(2) 最近のわが国の国際協力

わが国の協力では、これまで、概して技術面の比重が高く、またインフラ等のハードの整備が先行していたため、協同組合省にたいする協力は、精米能力の向上のための機材供与に関するものが主体であった。

最近の主な国際協力案件は以下のとおりである。

ア。食糧増産援助（第二KR）

- ・目的 ・ ・ 脱穀、初すり、精米等米のポストハーベスト段階での損失を防ぎ、国民への主食の供給を安定化させるとともに、KUDの活動を支援するため、米の主産地、開発の後れている地域のKUDに精米施設等の供与を行う。
- ・実施 ・ ・ 1980年度以降実施中
- ・金額 ・ ・ 77億5723万円（1993年度までの累計）
- ・内容 ・ ・ 精米施設（RMU）、
one-pass精米機、
脱穀機、
トラクター

その他

イ。農業機械化拡充事業（OECSF）

- ・目的 ・ ・ 食料の安定的供給、機械化促進による農村の近代化を図るため、乾燥、初すり、精米施設等ポストハーベスト段階での機器をKUDに供与し、開発を促進する。
- ・実施 ・ ・ 1983年度（円借款：プレ・ポスト・ハーベスト・サービス）
- ・金額 ・ ・ 58億円

・内容	・	・	精米施設 (RMU : 2 T P H)	1 3 7 基	日本製
			精米施設 (RMU : 1 T P H A)	1 6 9 基	インドネシア製
			精米施設 (RMU : 1 T P H B)	1 7 5 基	インドネシア製
			脱穀機	7 5 基	インドネシア製
			乾燥機	9 2 基	日本製
			計	6 4 6 基	

ウ。ポスト ハーベスト トレーニング センター

- ・目的
 - ・ 第二KRその他により導入された乾燥、初すり、精米施設等ポストハーベスト段階での機器の効率的使用を進めるため、主にKUDの管理者、オペレーター、州政府職員を対象にして技術面の研修を行う。
- ・実施
 - ・ 1988年度 (一般無償・米穀処理技術改善計画)
- ・金額
 - ・ 8億4500万円
- ・内容
 - ・ 建物・施設 研修棟、宿泊棟、機材棟 その他
 - 精米施設 RMU : 4 T P H、1 T P H、
one-pass 精米機
乾燥機 其他
 - 品質検査機器

このほか、各種調査、専門家派遣、研修生受け入れ等を実施している。

インドネシアでは過去十年間にわたり、ほぼ米の自給水準を維持しており、また県単位のデータによれば、精米機等の機材についても、かなり普及がすすんでいる。今後、精米機については、離島、山間部、辺境地帯等依然として農業機械の普及が遅れている地域、精米能力の不足している特別な地域のKUDに農村貧困の克服の一環として重点的に供与する必要がある。

一方、雑穀、いも類、果実、野菜等については、米ほどの重要性がなかったこと、特産品的な性格を持つことから、これまで大きくは取り上げられていなかった。今後、農村貧困の克服、KUDの活性化のため、農産品の流通、加工の促進付加価値の向上、品質改善等の面から新たな国際協力の取組みを展開して行く必要がある。

(2) その他外国機関からの国際協力

日本以外の外国機関では各種調査、人材育成、現地プロジェクト等の国際協力を実施している。協同組合省との国際協力の最近の実施状況を次表に示した。

No.	プロジェクト名	事業期間	援助機関	事業費	類型
1.	農産物流通 (東ジャワ)	1975	ADB	-	資金
2.	食品加工・家具製作 (中カリマンタン、ジャワ)	1977	アメリカ	-	資金
3.	農業機械 (中ジャワ)	1979	オランダ	-	資金・技協
4.	KUD運営	1983	スイス・NZ	-	資金・技協
5.	倉庫・精米施設整備 (北・南スラエシ)	1984	カナダ	-	機材、訓練
6.	農産加工 (東カリマンタン)	1984	世界銀行	-	資金
7.	牛、畜産振興 (カリマンタン)	1986	世界銀行	-	資金
8.	漁業・園芸振興 (イ・ジャヤ)	1988	UNDP	-	資金・技協
9.	牛乳加工 (ジャワ)	-	NZ	-	機材
10.	// (ジャワ、スマトラ)	-	NZ	-	資金
11.	KUD職員訓練 (スマトラ、スラエシ)	-	世界銀行	-	訓練
12.	機械技能訓練 (スマトラ、ジャワ、NTB)	-	イタリア	-	資金、訓練
	--		--		--
13.	人材育成による協同組合の 強化	90/9	ドイツ	DM	研修
		92/8		900 t h	
14.	KUD/女性グループのための 管理訓練および研修	90/5	ILO	\$	研修
		93/9	UNDP	3.14 m	
			スイス		
15.	協同組合活動の自立促進計画	1992	ILO	\$	計画
			UNDP	550 t h	
16.	管理研修による事業促進	1992	ILO	\$	研修
			DANIDA	70 t h	
17.	農村電化事業	90/4	IBRD	\$	資金・技協
		93/12		4.00 m	

(注) 協同組合・小企業省資料から編集

協同組合省の国際協力が類型化されているとは言えないが、1980年代では概して外国資金による現地プロジェクトが多く、最近では研修、計画作成、機材供与等が多いように見受けられる。企画、実施能力を高め、積極的に現地プロジェクトを推進する体制が求められよう。

4. 今後の課題 ・ ・ 自立への支援

P J P T - I I , R e p - V I 等では今後の課題を様々な角度から提言しているがここでは、これらの提言の根底に横たわる『自立志向』に対し、今後の国際協力において取り組むべき課題を取り上げる。

(1) 自立的、主体的取組みの推進

ア。基礎的ツールの整備 : 基礎情報の整備および計画能力の強化

(ア) 基礎情報の整備

現在、協同組合省ではパソコンの普及とデータベースへの関心から各種のモニタリングがなされているが、業務の守備範囲が広いにもかかわらず、基本統計の整備が立ち遅れている。このため情報の体系的な把握が不十分であり、また各種の重複があって非効率なうえ、収集されたデータも活用が十分とはいえない。今年10月の機構改革で『統計・情報課』が設立され、これを機に実施体制の充実、内容の高度化が求められている。

緊急に必要とされるものとしては、農村協同組合、都市協同組合、小企業等の実態を正確に把握するための基礎統計の整備がある。特に業務内容、経営実態の指標、地域特性の把握等に関する技術的事項については外国からの技術支援が不可欠である。

(イ) 計画能力の強化

計画作成の基本を成すものは、上記基礎情報に加え、技術向上の基盤となるマニュアル、将来の方向を示すグランドデザインである。特に、波長の長い大きなうねりを示す農業・農村開発の分野にあっては、長期的視野からの計画作成が不可欠であり、また都市協同組合、小企業開発の将来構想についてはこれから着手しようと言う段階にある。これらの問題は時間をかけてねりあげる必要があるため、協同組合省、D E K O P I N 等を中心とした『シンク タンク』の形成が不可欠である。また、その活動に対する短期専門家の継続的な協力が大いに有効と考えられる。

イ。共通利益の創出と普及

現在KUD等の組織率が低くその活動が概して不活発なのは、KUDから会員に直接訴えるものがない、即ち会員によるメリットがないことによる。会員によるメリットを考える場合、農民その他の教育水準、問題意識が一般に低いことから農民からの働きかけを持つことはできず、KUDが直接働きかける必要がある。今後、農村貧困の克服、協同組合・小企業の活性化のためには、以下のような事項が有効と考えられる。

- ・ 農村電化、
- ・ 農村の有線放送、
- ・ 機械化銀行、
- ・ 集会、展示、図書室等を兼ねた「文化センター」
- ・ その他共同利用施設、

これらは、単独でも事業化は可能であるが、いずれも各方面でその重要性が指摘されたものばかりであり、今後各種プロジェクトの中に取り入れて育てて行く必要がある。

ウ。クレジットの重視

協同組合省の業務は、これまで経済・社会基盤の整備、BHNの充足等であったため、グラント主体のものであった。しかし、テイクオフに向けての経済全体の向上、商業化志向の強化によりクレジットの要素が大きくなっている。今後、農村金融、インフラ・情報システム・流通・加工の基盤整備の推進が必要である。

(2) 事業活動の高度化・

ア。KUD活動の多様化 ・ ・ <米の安定化とアグリビジネスの振興>

農村の開発、貧困の克服等において様々な事項が提言されているが、インドネシアの自然環境、社会経済条件から考えて、米の安定化とアグリビジネスによる特産品の振興が最も現実的で有効なものと考えられる。

- ・ 米については、乾燥・貯蔵施設、縦型精米機、セパレーター等を組み合わせた新技術導入による品質向上、加工等による付加価値の向上、機械の効率的利用・副産物の高度利用による低コスト化が今後の課題である。
- ・ 特産品については、地域の特性により一つの類型に押し込めるわけには行かないが、地域資源の有効活用、流通・加工の改善による付加価値の高度化、リスク対策等が最も重要な課題である。

これらは、今後インドネシアに根付かせるべき将来の協同組合活動のパターンと考えられ早急なモデル的实施が求められている。

イ。都市協同組合、小企業の活性化

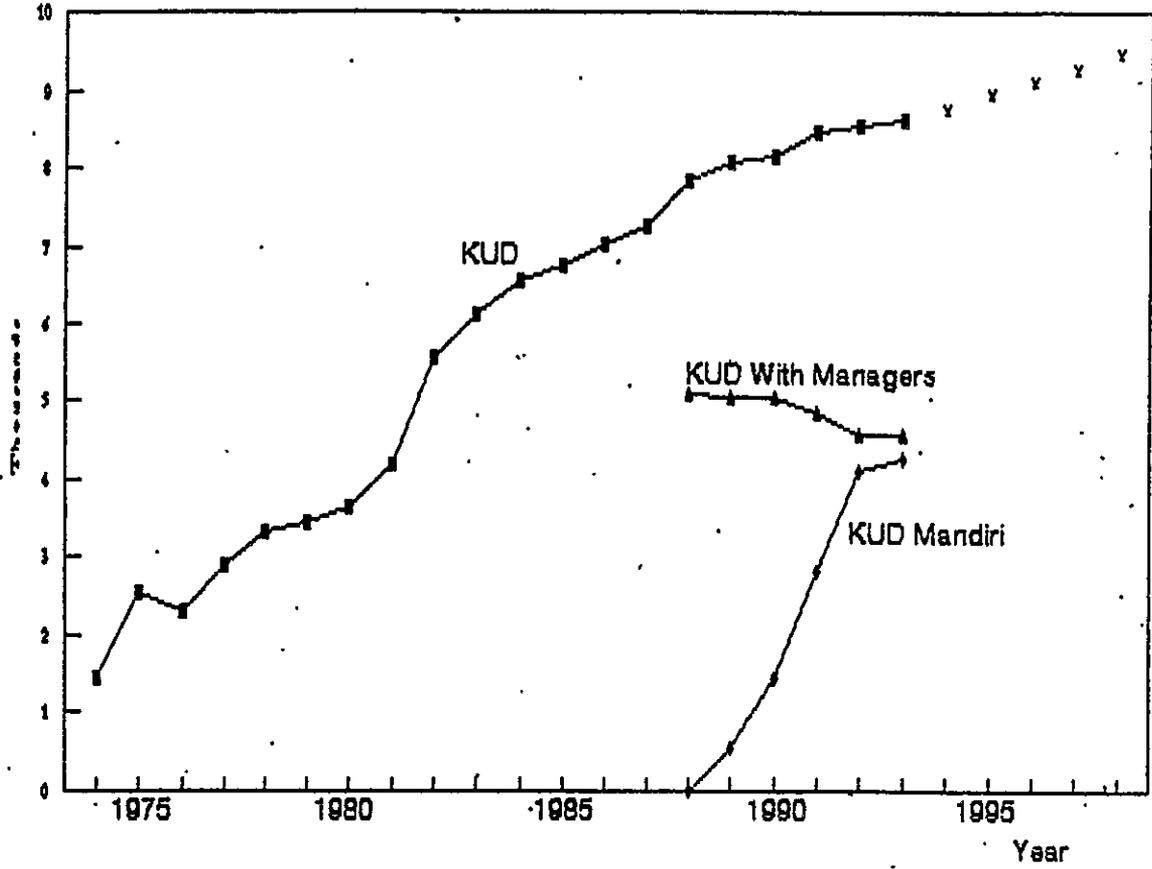
いずれも、今後都市化、工業化の進展により重要性の高まるものであるが、大企業に比べ資金力、技術力、経営力に劣り、同一水準にあってもスケールメリットに欠ける。これらの点を克服するため、人材育成の高度化、新技術の普及促進が必要であり、企業の集約化・構造改善による体質強化が求められている。これらの分野において日本は長年の経験を有しており、マスタープランの作成、基本制度の定着のため国際的支援が要請されている。

(3) 公平な開発

インドネシアでは、立地条件、社会階層により開発に著しい差が生じている。貧困層の克服、開発の遅れた地域のB.H.Nの充足、生活改善等が重大な課題となっており、これらの問題の解決には、協同組合が大きな力を発揮する可能性がある。住民、女性が参加した協同組合を主体とする農村開発が緊急の課題となっており、この推進に積極的に協力する必要がある。

Figure-1 Development of numbers of KUD, KUD Mandiri and KUD with Managers

Number (1,000)



Source : Original data from Ministry of Cooperative and Small Enterprise Development (1993)

Table-1 Number of members and units of KUD and non-KUD during Repelita V

Items	1988	Repelita V				
		1989	1990	1991	1992 1)	1993 2)
A Members of non-KUD (x 1.000)	7,562	7,698	10,779	13,213	13,213	13,593 *)
B Members of KUD (x 1.000)	17,494	17,903	18,355	20,472	20,506	21,478 *)
Total	25,056	25,601	29,134	33,685	33,719	35,071
C Number of non-KUD	25,451	27,871	28,168	29,323	30,282	32,039
D Number of KUD	7,873	8,276	8,334	8,535	8,749	8,673
Total	33,324	36,147	36,502	37,858	39,031	40,712
Members / non-KUD (A / C)	297	276	383	451	436	424
Members / KUD (B / D)	2,222	2,163	2,202	2,399	2,344	2,476

Note : 1) Tentative data

2) As of July 1993

*) Including supporting members.

Source : Ministry of Cooperative and Small Enterprise Development (1993).

Table-2 KUD and non-KUD with Managers

Items	1988	Repelita V				
		1989	1990	1991	1992 1)	1993 2)
Non-KUD						
- Total numbers	25,451	26,915	28,268	29,323	30,282	32,039
- With manager	1,200	1,397	1,447	1,365	1,527	1,527
Percentage (%)	4.7	5.2	5.1	4.7	5.0	4.8
KUD						
- Total numbers	7,873	8,091	8,334	8,535	8,749	8,673
- With manager	5,090	5,068	5,069	4,843	4,595	4,595
Percentage (%)	64.7	62.6	60.8	56.7	52.5	53.0

Notes : 1) Tentative data

2) As of July 1993

Source : Ministry of Cooperative and Small Enterprise Development (1993)

Table-3 Number of total KUD and self-reliant KUD

No	Province	Total KUD (A)	Self-Reliant KUD (B)	Ratio (B)/(A) %
1	D.I. Aceh	379	99	26.12
2	Sumatera Utara	544	129	23.71
3	Sumatera Barat	387	164	42.38
4	Riau	469	109	23.24
5	Jambi	331	133	40.18
6	Bengkulu	215	74	34.42
7	Sumatera Selatan	631	222	35.18
8	Lampung	281	83	29.54
9	Jawa Barat	785	545	69.43
10	D. I. Yogyakarta	60	59	98.33
11	Jawa Tengah	573	573	100.00
12	Jawa Timur	745	625	83.89
13	Bali	90	85	94.44
14	Sulawesi Utara	282	134	47.52
15	Sulawesi Tengah	221	78	35.29
16	Sulawesi Tenggara	197	66	33.50
17	Sulawesi Selatan	507	301	59.37
18	Kalimantan Barat	283	87	30.74
19	Kalimantan Tengah	249	76	30.52
20	Kalimantan Selatan	260	152	58.46
21	Kalimantan Timur	368	49	13.32
22	Maluku	214	68	31.78
23	Nusa Tenggara Barat	134	131	97.76
24	Nusa Tenggara Timur	149	66	44.30
25	Irian Jaya	215	37	17.21
26	Timor-Timur	66	31	46.97
	TOTAL	8,635	4,176	48.36

Note : As of July, 1993

Source : Ministry of Cooperative and Small Enterprise Development (1993)

Table 4 Quantification analysis-I : Original Receipt vs Agricultural Production
 -- 80 Kabupaten in Java --

Items	Category	Frequency	Average	Cat. Score	Range	Part'l Cor.
1. Fruits	1	-14.9 t.th	19	10.0 t.th	99.74	
	2	15.0-54.9	42	31.1	- 44.90	144.64
	3	55.0-	19	90.3	- 0.48	0.2096
2. Vegetables	1	- 3.1t.th	19	1.2 t.th	27.80	
	2	3.2- 20.9	40	8.1	29.61	111.17
	3	21.0-	21	124.3	- 81.56	0.1750
3. Soybean	1	- 1.6 t.th	20	655 ton	83.77	
	2	1.7-12.4	39	5,440	- 33.26	117.03
	3	12.5-	21	29,763	- 18.01	0.1770
4. Rice	1	- 199 t.th	22	143 485 ton	-141.84	
	2	200 - 449	41	313,001	- 33.16	405.37
	3	450 -	17	631,317	263.53	0.3589
5. Peanuts	1	- 1.44t.th	19	868 ton	- 2.00	
	2	1.45- 4.99	40	3,192	7.95	21.29
	3	5.00-	21	13,430	- 13.34	0.0347
6. Maize	1	- 9 t.th	18	4,925 ton	78.99	
	2	10 - 79	43	35,152	- 33.95	112.94
	3	80 -	19	268,701	2.01	0.1452
7. Cassava	1	- 49 t.th	21	29,140 ton	- 71.66	
	2	50 -149	40	92,048	35.02	106.69
	3	150 -	19	279,256	5.47	0.1596
8. Potatoes	1	- 2.1 t.th	20	976 ton	- 56.43	
	2	2.2-13.9	41	6,263	- 43.08	208.86
	3	14.0-	19	33,256	152.40	0.2549
9. Population	1	-599 th.	21	-	- 65.57	
	2	600-999	39	-	- 7.67	149.38
	3	1000-	20	-	83.81	0.1387
10. Location	1	West Java	20	-	186.55	
	2	Central J./Yog.	32	-	- 63.71	250.26
	3	East Java	28	-	- 60.44	0.2899

Notes : 1. Original Receipt/ Kabupaten (Rp mill.)

2. R=0.761, R-square=0.579, Constant=457.50

3. Sources:Produksi Tanaman Padi dan Palawija / Other Crops (1990).

(BPS) :Statistik Keuangan Desa I/II (1989/90), Penduduk In. (1992)

Table-5 Cooperative / KUD activities by crop / business.

No.	Commodity / business	Number of Coop. / KUD		Number of members engaged (1.000)		Amount of Transaction (Rp. billion)	
		1988	1992	1988	1992	1988	1992
1	Clove	448	728	--	--	48	1,478
2	Sugarcane	548	680	--	--	99	182
3	Copra	130	141	--	--	9	20
4	Milk	173	203	72	98	534	260
						(1000 KL)	(1000 KL)
5	Livestock	499	591	53	57	102	113
6	Fish	677	739	154	803	88	182
7	Tahu / tempe	71	73	32	32	80	195
8	Handicraft	1,253	1,232	290	165	411	293
9	Batik	192	404	68	54	117	65
10	Mining, etc.	338	177	21	23	112	133
11	Transportation (upland)	268	477	45	159	19	41
12	Transportation (sea)	32	63	3	5	0	1
13	Housing	477	551	8	16	18	26
		(1989)		(1989)		(1989)	

Source : Ministry of Cooperative and Small Enterprise Development (1993).

Table-6 Organizational Structure of Ministry of Cooperative and Small Enterprise Development

- Minister for Cooperative and Small Enterprise Development
- Secretariat General
 1. Bureau of Planning
 2. Bureau of Personnel
 3. Bureau of Finance
 4. Bureau of Legal Affairs and Organization
 5. General Affairs
 6. Public Relations
- Inspectorate General
 1. Secretariat
 2. Inspectorate for Region I
 3. Inspectorate for Region II
 4. Inspectorate for Region III
 5. Inspectorate for Region IV
- Directorate General for Urban Cooperative Development
 1. Secretariat
 2. Directorate for Financial Service
 3. Directorate for Trade Cooperatives
 4. Directorate for Various Services Cooperatives
 5. Directorate for Industrial and Electrification Cooperative
- Directorate for General for Rural Cooperative Development
 1. Secretariat
 2. Directorate for Fishery and Animal Husbandry Cooperatives
 3. Directorate for Food Crop Agriculture Cooperatives
 4. Directorate for Estates Cooperatives
 5. Directorate for Various Services Cooperatives
- Directorate General for Small Enterprise Promotion
 1. Secretariat
 2. Directorate for Small Trade Enterprises
 3. Directorate for Small Industrial Enterprises
 4. Directorate for Construction, Mining, and Small Electric Enterprises
 5. Directorate for Various Businesses Small Enterprises
- Research and Development Agency for Cooperatives and Small Enterprises
 1. Secretariat
 2. Research and Development Centre for Cooperative
 3. Research and Development Centre for Small Enterprises
 4. Employee's Education and Training Centre
 5. Education and Training Centre for Cooperatives and Small Enterprises
[Post Harvest Training Centre]

(参考) 自立KUD (KUD-Mandiri) の条件

以下の13項目をすべて満たすこと。

1. 組合員数は、当該管轄地に居住する成人人口の25%以上を有すること。
2. 組合員の仕事の生産性を向上させる計画および当該KUDの組合員に対するサービス量がKUD全体の仕事量の最低60%はあること。
3. 最低3年間の継続した記録があること。即ち、組合員総会が定款に従って定期的で開催されていること。
4. 役員および監査員はすべて組合員から選出し、役員は最高5名まで、監査員は最高3名までとする。
5. KUDの自己資金として、最低250万ルピアを保有すること。
6. 財務報告の監査結果に錯誤がないこと。
7. KUDの事業計画と実績の間の誤差は20%を限度とすること。
8. 財務比率については、精算能力の150-200%の間、支払い能力の100%以内にあること。
9. 総事業収入は、組合員総数に比例するものとし、組合員一人あたりの年間平均収入は最低25万ルピアあること。
10. 粗収入は、経済効率の原則に基づいて最低コストを上回ること。
11. 事業所設備は、適切で独自に管理できるものであること。
12. KUDに損害を与えるようなKUDの役員による不正やごまかしがないこと。
13. 未払い金がないこと。

33. 移住地域開発

望月由三専門家
移住省

移住地域開発計画

1. 概括

1.1 移住事業の歴史

インドネシアの移住事業は、比較的長い歴史を有する。1905年、スマトラ島のプランテーション開発のため、ジャワ島から熟練農業者を移住させたのが最初とされる。しかしこの時代のもはオランダ植民地統治下のことで、コロナイゼーションと呼ばれた政策であり、小規模なものであった。

1945年の独立後は、国家の防衛と安全の強化のため、特に外島の開発のための人口増強が必要となり、さらに急激な増加を続けるジャワ島の人口対策のためにも、移住事業は常に政府の重要政策として実施されてきた。しかし、当初の20年間は、比較的小規模な数量に終始した。Repelita I（第一次5か年計画）の開始前1950-1968年の移住実績は、98,744世帯であった。

1969年、第I次25か年長期開発計画が策定され、同時に第一次開発5か年計画が発足してから、移住事業もまた固定の政策として、計画的に継続されてきた。第一次から第五次までの開発5か年計画25年間における移住事業の実績は160万世帯、人口にして750-800万人におよび、最盛期には年間15万世帯の移住を完成させている。

1983年、それまで各省に分散していた移住関係部局を統一し、移住省が創設された。

その後、1980年代（第三～第四次）半ばが、個人の家族単位で移動する移住事業のピークとなり、1990年前後（第五次）からは、国内経済の発展に伴って、移住応募者も減少の傾向を見せ、政府も移住政策の方向を後述のように改善、変更してきた。

ただし、国内経済の発展に伴って移住応募者が減少の傾向と言っても、貧困層が大幅に減少したとか、ジャワ島における就労機会が大幅に拡大されたとか言うのではなく、日雇いや季節労働が増えたもので、ジャワ島の人口過密、相対的貧困層の増加は、むしろ拡大している。さらにこの数年は、世界的な不況の影響で、イ国経済も停滞の傾向を見せ、ジャワにおける雇用状況は、むしろ悪化している。政府が今後も移住事業をより充実させ、外島における就労機会の大幅な拡大を図っていく方針に変わりはない。

イ政府は、1993年3月の内閣改造に当たり、移住大臣を更迭し、さらに「移住省」の名称を「移住及び森林（不法）居住者再定住省*（Department of Transmigration and Forest Squatter Resettlement）」と改称した。これは永く森林地帯に居住し、採取、焼畑を主体に、伝統的生活形態をとっている多数の原住民を、入植地に取り込み、農業等の正業に就かせ、教育の機会を与え、普通の国民として平均的社会生活に入らせるもので、移住事業の新しい展開と言えるであろう。

*ただし、本報告では以下「移住省」と略称する。

1.2 移住事業の意義

世界各国で行なわれた、または行なわれている移住事業は、およそ次のような国家的背景を持っている。

(1) 国内の部分的な人口過密、貧困層の就労対策のため、移動させるもの、

- (2) 国内の過疎地帯を埋め、資源の有効利用を図るため移動させるもの、
- (3) 周辺国との関係で領土の保全のため、主として軍隊を中心に移動させるもの、
- (4) 主として経済的理由により、自国民を他国へ移住させるもの。

イ政府が行なっている移住事業は、(1)、(2)の理由によるものであり、国家政策として当然のものである。

日本が100年余り前に行なった北海道、樺太に対する屯田兵制度は、(1)、(2)、(3)の総合的理由によるものであった。その結果として、今日の近代的北海道がある。同じく日本の南米移住(移民)は、主として(4)の理由によるもので、余り誉められた政策ではなかった。棄民政策と言われても仕方がないものであった。結果としてJICAの中に現在も移住事業部が存在している。

中国は、ソ連との関係で(3)の理由により、東北地域に軍隊を大量に投入し、後にこれを通常の地方自治体に切り替えたため、部隊番号のままの町村が多数存在する。ロシアによる日本の北方領土の不法占拠は、(3)の理由による。イスラエルは、現在も(3)に関係して他国を占領している。僅か30-40年前まで存続した、ヨーロッパ列強が競った植民地拡大政策も、誤りであったが、移住事業の一形態とみることができる。

イ国の移住事業を、棄民政策である、ジャワ化政策である、とする批判が、世銀や日本の一部にあるが、以上のような例をみるまでもなく、その批判は、正確な内容の検証もなしに、言葉や現象に幻惑された、無知な者の場当たりの言動と言わざるを得ない。

イ国のように多民族国家にあつては、各民族、部族の伝統的文化を尊重保存しつつも、全国共通の新しい文化、特に言語文化を確立し、教育、通信の分野を中心に国家の近代化を図るのは、重要かつ不可欠なことは自明である。その場合、最も一般化しているジャワ文化が代表となることも、また自然である。

ただし、イ国の移住事業は、国内法により各省が分担するため、一部無理が認められたり、ギリギリの政府予算の中で行なわれるため、事業としての不備が生じたりしている面はある。これは、批判とは別次元の問題であるが、改良の余地が認められるところである。

この報告は、移住事業の客観的な説明を行なうのが主目的であるが、同時に間違つた理解や批判を正すための説明も試みるものとする。

1.3 移住事業の法制度

イ国の移住事業は、次の3つの法律によって運用されている。

- (1) 移住基本法 法律 No. 3、1972年制定、労働移住省
 - ◎この法律は、移住について定めた、9条27項から成る基本法で、その目標として・生活水準の向上、・地域開発、・人口のバランスある分布、・国土のバランスある開発、・自然資源と人材資源の有効利用、・国の統一と民族の統一、・国土の防衛と安全の強化、の7項を掲げている。
 - ◎6条15項に、移住地は内部の社会・経済条件を満たし、かつ州政府の受入準備を整えた上、事業開始から5年以内に、移住大臣から内務大臣に移管されるべきことが定められている。

(2) 移住施行法 政令 No. 42、1973年制定、労働移住省

- ◎この法律は、移住事業の実施について定めた、16条45項から成る政令で、担当する省庁、実施予算、入植(者)の条件、救済規定、等を定めている。
- ◎13条28項に、農民には最小 2.0 ha、内訳は 0.25 haの宅地と 1.75 haの農地を、農民以外の移住者には 0.25 haの宅地を、それぞれ配分することを定めている。

(3) 移住施行調整法 大統領令 No. 59、1984年制定、移住省

- ◎この法律は、移住省の新設に伴う、8項から成る大統領令で、移住大臣に関係各省庁の総合、調整の責任を負わせ、移住省の組織、役割、予算等を規定している。
- ◎1項に移住事業に関係する省庁を次の10に定めている。 ・移住省、
・内務省、 ・公共事業省、 ・農業省、 ・林業省、 ・通信省、
・共同組合省、 ・保健省、 ・人口、環境庁、 ・国家開発計画庁/
国家開発計画会議 (BAPPENAS)。

これらの法制のうちで、基本法の6条15項、及び調整法の1項が、移住事業の円滑な実施を阻害するケースが生じており、改正の必要が実感される。前者は移住地を5年以内に、移住省から内務省に移管することを定めているが、内務省は事業の実施機能を持たないため、5年以後の2次開発、リハビリテーション、災害等に、機能的に技術対応する責任省庁が不明瞭なこと、このため移住地の経済発展が、著しく遅れる結果となることがある。後者は関係省庁を多数定めているが、それぞれルーティンワークを持つため、移住地の対応が後回しになることが多く、これも移住地発展の阻害要因となっている。

1.4 移住事業の実施体制

1.4.1 実施組織

- ・移住省は、本省に大臣官房の他、3総局、地方各州にそれぞれ地域事務所を置く。
 - ・大臣官房 : 6局、4センター
 - ・監査総局 : 5局 1室
 - ・入植環境総局 : 5局 1室
 - ・動員開発総局 : 5局 1室
 - ・地域事務所 : 送り出し各州に 8地域事務所、各地方自治体事務所
受け入れ " 19 "
- *送り出しトレーニングセンター ; ジャワバリ等 8州に 9カ所
受け入れトレーニングセンター : 外島19各州に19カ所。

この中で、入植環境総局が技術の中心で、移住地の選定、土地取得、計画設計、工事発注、施工管理、等を担当する。動員開発総局は、入植者の募集選考、教育訓練、移動、入居、生活指導、農業生産指導、等のソフト部門を担当する。

移住省の職員は、本省約 3,000名、地方約 15,000名、合計 18,000名である。

2.3 実施予算

過去3年間の予算を示せば、表-1のとおりである。移住事業の年間予算は年々増加しており、1992/93年度予算は約 8千億ルピア(約 4百億円)に達している。これは国家予算の 1.4%にも当たり、政府の移住事業に対する積極的な姿勢を表しているものと理解

することができる。 その中で国際協力分は約10%以内で、健全な予算と見られる。

国家予算は年間10%以上の大幅な伸びを示しているが、国家予算に占める、外国政府を含む国際機関からの協力分は、総額においても割合においても、年々減少している。これは従来、大口貸し付けをしていた世銀やヨーロッパ政府の、財政難による引き締めもあるが、何よりイ国の経済成長による、財政の伸びの大きさを示すものと理解できる。ただし、毎年の国家予算の総額の中には、それぞれ 30.3%、28.4%、28.3%の金利及び負債返済を含んでいるので、実質的な移住予算の率はさらに上がる。

表-1 国家予算、移住予算及び協力予算の関係

会計年度	国 家 予 算			移 住 予 算			
	総 額	国際協力分	協力率	総 額	予算率	国際協力分	協力率
	Rp bill.	Rp bill.	(%)	Rp bill.	(%)	Rp bill.	(%)
1990/91	42,873	11,289	26.3	479.58	1.1	52.78	11.0
1991/92	50,555	10,371	20.5	596.44	1.2	27.74	4.7
1992/93	56,109	9,600	17.1	796.25	1.4	85.13	10.7

1.4.3 実施基準

移住事業の計画、設計に関する技術基準は、公共事業省が作成した土木工事の基準を、移住地の特性に合わせて修正し、利用している。この基準には、道路、橋梁、付帯構造物、等の寸法が示されているが、構造計算、材料強度、等の根拠は明示されていない。かんがいについては、構造物の寸法基準、等は示されているが、水源、水文、気象、等の基礎調査、計算の分野が不備である。

公共事業省のように移住省でも、計画、設計にはコンサルタントを活用するのが一般的であるが、発注者側の基準の整備、チェック機構の拡充が必要と見られる。

一方、入植者の募集選考、教育訓練、送り込み、等に関しては、移住省独自の基準によっており、整備された施設設備、長期の経験に基づいて行なわれている。例えば、

【入植者の基準】：インドネシア国籍、能力と経験、健康、優良な素行、自発的な意志、法制の遵守。

【例】：輸送に関し、鉄道、船舶の利用のほか、遠隔地大量輸送のため、移住省所属の大型輸送機：トランサル3機（25家族、100人乗り、日本製）、ヘルキュレス1機（35家族、140人乗り）、の計4機を有する。等である。

1.4.4 移住者のトレーニング

移住事業の成否を決める重要な要素として、移住者の資質と同時に、移住者に対する教育、訓練があげられる。移住省は、ジャワ島を中心とする8つの送り出し州（Sending Province）に、9か所の送り出しトレーニングセンターを、外島の19の各受け入れ州（Receiving Province）に、19か所の受け入れトレーニングセンターを持つ。

これらのトレーニングセンターは、所定のカリキュラムに従って、定期的に移住者の教育訓練を行なっている。カリキュラムは多彩で、農業はもちろん、大工、左官等他の職種のほか、婦人の教養、家族計画に及ぶ。

ただし、トレーニングセンターの施設、設備はまだ不十分で、トレーニングを受ける移住者の数は限られている。この施設拡充は急を要する1つである。

2. 第五次（1993年）までの開発5か年計画の推移

第1次長期開発25か年計画及び第一次開発5か年計画は、共に1969年、現スハルト政権の発足と同時に開始された。そして現在は、長期25か年計画を完了し（1993年3月）、第五次5か年計画の最終年に入っている。

第一次から第五次途中の1993年まで24か年の、移住事業の実績を表-2に示す。実施したプロジェクト数は1,765、ジャワ島を中心とする、送り出し州からの移住世帯数は、160万戸に達した。人口に換算すれば、約720-800万人に相当する。

表-2 第一次～第五次・開発5か年計画における移住事業の実施内容

項 目	単 位	第一次 (1969-73)	第二次 (1974-78)	第三次 (1979-83)	第四次 (1984-88)	第五次 (1989-93)	合 計 (1969-93)
プロジェクト	数	12	134	205	638	776	1,765
移住戸数	家族	45,169	62,364	535,674	750,150	206,819	1,600,176
	国費	45,169	62,364	365,977	228,422	104,018	805,950
	自費	-	-	169,697	521,728	111,801	803,226
開墾面積	ha	92,536	165,918	810,481	389,529	269,650	1,728,114
住居建設	戸	39,436	62,364	367,343	170,207	201,817	841,167
給水施設	か所	4,625	3,225	116,232	51,156	181,991	357,229
モスク・チャーチ	棟	43	40	1,378	233	828	2,522
診療所	棟	-	29	646	117	414	1,206
職員住宅	戸	119	155	4,756	479	990	6,499
倉庫	棟	57	58	1,144	355	747	2,361
道路建設	km	-	684	26,061	20,451	10,221	57,417
橋梁架設	か所	-	-	13,595	56,241	44,450	114,286

開墾面積 173万ha（割り当て面積を含めればその約2倍の350万ha）、道路建設の総延長は約57,400 km、に達する。住居、給水等の生活施設のほか、学校、倉庫、モスク、診療所等の社会施設を付帯させ、さらに自費移住者の中には、農業等の他に大工、鍛冶屋、床屋、洋服屋、雑貨屋、飯屋等々を多数含む辺りは圧巻である。

ただし、これらが総て成功しているとは言いがたい。建設後10-15年経ても自立できない者も10-20%前後あると見られるが、その原因は主として、排水不良地、無かんがい地、遠隔地等の低生産性にあると考えられる。第2次開発、リハビリ等の制度確立が急がれるところである。

第五次では、4年間にプロジェクト数は776に及んだが、入植戸数は計画の28万戸に対し、実施は22万戸、78%に止まっている。しかし、時代の要請で、入植地、入植施設の内容が拡充されているため、事業予算は増加している。

移住者だけでなく、地元原住民の事業参加も特長である。

3. 既存移住地の現況

政府が実施した移住プロジェクトは、1765地区におよぶ。また1983年の移住省創設以前の資料は、不備なものもある。しかし、各州にある移住事務所には原本が保管されており、全体として十分な精度の管理が行なわれている。それは他の省庁と変わらない。

大きく分類して、移住プロジェクトは、60-70%が成功している(A)、20-30%がてこ入れを希望している(B)、10-20%が自立できないでいる(C)と見られている。

個々のプロジェクトで、原因は様々である。かんがい施設の追加、道路の改良、水道・電気の導入、販売・流通の確立などであるが、これらは2次開発、リハビリテーションの要請で、プラス要因である。ただし、政府には予算の制約で、簡単に応えきれない大きなネックはあるのだが。

成功した地区の中には、元々立地条件がよくて成功したものも多いが、移住者が協力して、それらの施設を自力装備した所も多い。その場合、入植後の経過年数も深く係わってくる。成功した地区は、平均10年前後で家屋をブロック建てに改築している。指導者が優れていることも大きな要素で、政府の普及、指導体制は極めて重要である。

日本の技術者には、排水施設なしで低湿地を開発することは考えられないが、雨期のはっきりした熱帯では、それが可能であることが多い。西カリマンタンの広大な海岸低湿地はマングローブ林、海水の影響するクリークのネット、標高が徐々に変化するビート混じりの沖積低平地が、絶妙な分布を示している。地下水は高いが海水と降水のバランスもまた絶妙で、極めて生産性の高い農業適地を形成している。もし批判者が訪れたら、この海岸低地に移住地を開発したこと自体、土地選定のミス、と決め込むに違いない。

例： この海岸低地に沢山の移住村(22 UPT)があり、大方が成功している。1991年同期生の若い2村が対照的である。、テレンタンⅡは300戸の入植地だが、標高が低いため、排水に難があり生産性が低く、農民も苦労している。しかし、離農するような話ではない。一方のジャンカンⅡは250戸で、幾分標高が高く(20 cm くらい?)、バランスのよい農地を形成し生産性が高く、農民は満足さを隠さない。村内に一気に中学を創った。

土地は生きてるだけに、もう一寸丁寧な調査、計画をしていたらと残念だが、テレンタンも、今からでも改良は十分できるのだが、予算の問題となろう。移住者の側から見ると、最初の土地配分の当たり外れの問題ともなるが、致し方ない。お上の側が、二次開発を制度化し、近い将来改良事業を追加できれば、八方丸く治まるのだが。

例： ポンタニヤックの北方150 km、マレーシア国境に近いシンカワン郡にも、沢山の移住村(35 UPT)がある。シンカワン郡はシタング郡ほどではないが、西カリマンタン州の内陸遠隔地ではある。郡内の地区の大半は内務省移管を終えているが、1990年代の開発地区も10地区ある。

移管完了した地区は、それなりの型を持ち、それぞれのコミュニティーを作り上げている。地形、土壌は悪くないが、何しろ既存の市町から遠く離れている。しかし、不備とはいえ町の雑貨商、集荷商が回って、彼らなりの話し合いとルールで、それなりの流通機構が形成されている。他の州でもほぼ同じで、生産と出荷、需要と供給は、小規模ながら生まれてくる。まさに自由経済そのものである。

商人の言いなり、マーケットが考えられていない、などと余所者が口を挟む必要はない

だろう。少なくとも、江戸時代のような悪徳商人もいないし、昭和初期のような娘を売る父親もいない。現段階（第一期）はこれでいい。年数とともに、生産を上げ、流通を改善してゆくことが大切である。そして、政府の二次開発へとつないでゆく。

例： 同じシンカワン郡のセルアス地区は、1992/93 入植の1年生村である。ジャワからの200戸と、原住民66戸が参加した。余りの僻地、余りの自然に驚いて、37戸が3か月程で、ジャワへ逃げ帰ってしまった。ジャワグループの20%弱である。37戸は、1993/94で補充される。残ったグループの何人かが、「彼らは気が弱かった。街のアカリのある生活が恋しくて、ホームシックになったのだ。折角土地も持ったし、学校もあるのに。我々は違う、親戚も誘いたいのだが。」と言った。

移住者が逃げ帰る、初めて出会った具体例で、20%は決して小さい数字ではない。しかし、“だから移住事業は…”という批判は、基本的に当たらない。“ネオンが恋しくて…”というのは、移住者個々の資質の問題で、移住事業の基本問題ではない。土地が悪くて、施設が悪くて、移住者全員がドロップアウトしたのなら話は別だが、その例はない。確かに少しのドロップアウトはあるが、他の移住地に移動したり、地元で他の職に就いたりする例もあり、数字ははっきりしない。

例： 南東スラベン州には120余の、早い時代つまり年数の経ったプロジェクトが多い。当然成功したプロジェクトで、家屋はブロック、れんがに建て替えられ、電気が引かれ、家畜が飼育され、水田はかんがい施設をもち、農道も舗装されたものもある。

州都クンダリから南海岸のテナンガ、西海岸のコラカへ通ずる州道の両側には、見事な街並み集落が続く。これらは、移住地の発展した姿で、移住地が他産業を呼び、先にまた移住地ができ、移住地の道路が拡幅、舗装されて州道に格上げされて、開けた開発地域である。

しかし、最近の移住地は、だんだん内陸の僻地に入っていくため、条件の悪い地区もでてきている。古い地区でも、かんがい施設がない場合、排水不良の場合等、生活は成り立つが、成功には至らない地区もある。南東スラベンのラロンガウナ地区は、1982/83年開発、1,055戸の10年選手であるが、かんがい、排水の不良で、離陸できない地区である。周辺に多数の移住地もあり、まとめて、流通、加工を導入した二次開発を計画したい地域である。

移住事業に関して、道路密度にこだわる人が多いが、それがいつも正しいとは言えない。投資も収益も、その国の水準、目標によって決まるのであって、自分の判断で評価するのは誤りである。

ミゼラブルな移住地も多少ある。立地、土壌、施設（特にかんがい）等、不振の原因も幾つかある。個人、ある集団で離脱した例はあるが、しかし1村丸々放棄された村はない。移住地では、自分の土地を持ったこと、子供を学校へ遣れるようになったこと、等ジャワでは考えられないことだと、輝いている移住者が極めて多いのである。

先進国の間では、自由市場経済が極限症状を見せ始めている、本体の農業そのものが後進性を言われている、その中で入植と農業を基本とする移住事業は、先進的とは決して言えないが、3,700百万人とも言われる失業者、無業者の就業機会創出のために、イ国政府として必要不可欠の政策であることも事実である。

それにしても、客観的な数字に基づく批判、提言を伴う批判、が望まれる。

4. 第Ⅱ次長期（25か年）開発計画及び第六次開発5か年計画の内容

第Ⅱ次長期開発計画は、1993年から始まり2018年までの25か年に及ぶ。第六次開発5か年計画は、1994年度から1998年度までの5か年度を指す。すなわち、1年先行して長期計画が策定され、その方向にそって5か年計画が立てられ、実施されることになる。

この長期25か年計画は、1993年3月に改造発足した、第6次スハルト内閣の初仕事として策定されるもので、過去の開発政策の分析評価の上にとって、今後の方向を決める重要なものである。

第Ⅰ次長期開発計画(1968-1993)では、テクノクラート中心による、マクロ経済重視の政策を通して、問題もあったが、全体としてかなりの成果を挙げた、と評価されている。

実質的に1994年から始まる第Ⅱ次長期開発計画では、構造調整プログラムに対する反省もあり、ミクロ経済、人的資源開発等、実態重視の政策への移行がうかがえる、と言われている。したがって第6次内閣では、国内問題、実態経済を指向する実務家、テクノロジストを重点配置した、とも言われる。

第六次内閣で、移住省(Ministry of Transmigration)の大臣には、テクノロジストのバックグラウンドを持つ、前公共住宅大臣 Ir. Siswono Yudohusono が任命された。かつ移住省の名称が、移住及び森林(不法)居住者再定住省(Department of Transmigration and Forest Squatter Resettlement)と改称されたことは、注目に値する。

このような背景の中で、移住事業の長期計画の目標は、次のように定められている。

- (1) 1,502,400世帯と言われる森林居住者を、移住地に取り込むことにより、生活の近代化・向上を図ると共に、森林の乱開発、環境破壊を防止する。
- (2) 総人口185百万人の内の15%、27百万人を占める最貧困層に、農地を与え、農業生産に従事させることによって、貧困からの脱出と共に、農業生産の拡大を図る。
- (3) 既設及び新設の移住地、入植施設の拡大化、総合化を図ることにより、地域経済開発の拠点としての、新たな役割を果たさせる。
- (4) 入植地への民間投資の導入を図る。この促進のため、移住省に常設の「Business Information Center on Transmigration Areas (BICTA)」が置かれる。1993年8月、副大統領出席により開所式が行なわれた。
- (5) 人口分布の均衡を図る、国土の均等な開発を図る、貧困層と原住民の生活向上を図るため、特に国土の東部地域の開発に重点を置く。

他の角度から考察すると、移住大臣が発表しているように、新しい移住政策の背景には次のような事情も存在する。

イ国の近年の急速な経済発展は、主としてジャカルタないしジャワを中心に、一極集中的であった。このため、自然増の他に就労機会を求める社会増を含めて、ジャワの人口は毎年平均2.5百万人づつ増加している。1990年センサスによれば、全国の人口185百万人に対して、面積7%に過ぎないジャワ1島の人口は58%、107.5百万人に及ぶ。一方、政府事業としての移住は、最大規模の第四次5か年計画の下でも、その1/4の年間60万人程度が限界であった。

この過密過疎の緩和、解消には、政府事業と同時に民活を導入して、外島の既存、新規の移住地のブロックを中心に“地域経済開発圏”を構成し、就労機会を創出して、貧困層を形成するジャワ島居住者に、魅力を与え関心呼び起こし、自発的移動を駆り立てる、

ことが重要であるとの認識である。特に五次までに、比較的取り残されてきた東部地域すなわち、カリマンタン、スラバシ、ヌサテンガラ、マルク、イリアンジャヤ、に重点を置くことが、政府の方針である。

第六次開発5か年計画における、移住事業の目標の概要は、次のとおりである。

入植戸数	600,000 戸	(国費 350,000、自費 250,000)
*国費分の内訳	350,000	
	178,300	Food crop pattern
	116,000	Tree-crops pattern
	7,000	Fishery pattern
	31,000	Industrial forest pattern
	1,700	Industry pattern
	0	Services pattern
	16,000	Potencial Village Development

これに要する年度別事業予算は、以下のように見積もられている。すなわち、年間平均 1兆 3千億ルピア(円換算約 666億円)、5か年計画総額で 6兆 7千億ルピア(同 3千 3百億円)を計上している。これは国家予算の 1%以上を占めるもので、ここにもイ政府の移住事業に対する真剣な取り組み、すなわち貧困撲滅、地域経済開発対策に対する姿勢を見ることができるのである。

1994/95	Rp. 1,213,021	million	(約 60,651 百万円)
1995/96	" 1,222,563	"	(" 61,128 ")
1996/97	" 1,356,058	"	(" 67,803 ")
1997/98	" 1,460,791	"	(" 73,040 ")
1998/99	" 1,405,351	"	(" 70,268 ")
Total	" 6,657,784	"	(" 332,890 ")

5. 他の援助国・国際機関の動向

過去3年間の移住事業の予算、その内の国際協力分について、表-1に示した。この3か年間をみても、移住事業予算は総額で前年比 24.4%、33.5%と大幅な伸びを示し、1992/93ではほぼ8千億ルピア(約4百億円)に達している。

この中で、国際協力の占める割合は思ったほど大きなものではなく、10%内外である。これはイ政府が移住事業に対して、自国予算を安定的に配分していること表しており、政府の貧困対策、均衡ある地域開発という政策を、移住事業に託している姿勢が窺われる。

第五次開発5か年計画 1989/1993の下における、移住事業に対する、日本を除く、主要な援助国、国際機関の動向をみると、次のとおりである。

移住事業に対して、1991年前後までは世界的好景気を反映して、技術協力に関してはフランス、イギリス、アメリカ、西ドイツ、国連が、資金貸付に関してはアジ銀、世銀が、協力していたが、その後は不況による資金難等のため、移住事業に対するこれらの政府、国際機関の協力は、軒並みダウンか打切りとなっている。

移住事業に対する主要な機関の国際協力の実績を、1993年を中心に展望すれば、次ページの表-4.のとおりである。本年度(1993/94)の移住事業に対する協力は、日本政府のみである。

表-4 過去3か年の各国各機関の国際協力（日本を除く）

機関名	区分	1990/91	1991/92	1992/93
FAO	無償	1990-1993	\$ 720,000 で WFPを技術サポート。	完了
ORSTOM	〃	1989-1993	\$ 954,000 Resettlement計画。	〃
WFP	〃	1989-1995	\$ 30,107,000 をプレッジ。	1995まで
IBRD	ローン	1983-1991	\$ 7,175,000 Trans IV.	完了
〃	〃	1986-1992	\$ 27,409,000 Trans V.	〃

6. 日本の援助の実績及び今後の課題

6.1 日本の援助の実績

世銀、アジア銀と共に日本は、インドネシアに対する3大援助機関の一つで、1993/94年度は既にUS \$ 1.44 billion（約1,500億円）をプレッジしている。同年度の移住事業に対する供与額は、JICAによる2KR無償約2.3億円、OECFによるセクター・プログラム・ローン68.0億円である。OECFローンは、イ国国内の配分によるとはいえ年々増加し、他国機関が引き上げる中であって、移住事業に大きく貢献している。

しかし、これまでの移住事業に対する日本の協力は比較的薄かったもので、近年になって増加傾向を見せるようになった。過去3年の協力は以下のとおりである。

- ・専門家派遣： 1990 - 1993 3か年 1名 実施済み 官房計画局
- 1993 - 1995 2か年 〃 実施中 〃
- ・2KR 無償： 1985から継続中で、最大5.8億円（1987/88）
- 1990/91 343 百万円
- 1991/92 294 〃
- 1992/93 342 〃
- ・OECFローン： セクタープログラムローンで、1989/90 から供与。
- 1990/91 1,115 百万円
- 1991/92 3,848 〃
- 1992/93 5,156 〃

6.2 日本の援助の今後の課題

わが国は国際協力を始めて以来、技術協力の分野でも円借款の分野でも、一貫して発展途上国の中でイ国を最大の供与国としてきた、と言われる。そのイ国の中にあって、移住事業は、国内的には重点政策と認められながら、国際的には目を向けられないか、むしろ批判される政策として扱われてきた。

イ国の国土は大小1万4千もの島からなり、全人口1.85億人の58%がジャワ島に集中し、さらに全人口の70%もが農村部に居住している。GNPは、第一次長期開発計画25か年間に、70ドル/人から610ドル/人に大きく発展した。しかし依然、失業率、無業率は高く、労働者1人当りの年間所得も、製造業の375万ルピア（19万円）に対して、農業部門は1/4の98万ルピア（5万円）に過ぎない。

ソ連・東欧の例を見るまでもなく、社会不安や暴動は、貧困が原因ではなく不公正が原因で起こるものである。イ国の為政者がこの点に意を用い、貧困対策を重点政策としているのは、さすがと言えよう。過去五次の5か年計画で、農業はGNPの25%以上を支えてきたが、他産業との所得格差は拡大する一方である。

世界的不況の中で、イ国の経済も停滞の兆しを見せているが、イ国の社会経済構造から言って、政治的、社会的安定を維持していくためには、近代産業の振興もさることながら、地道に貧困対策、農業振興を図ることが最も重要であろう。日本政府の援助も、この辺りに1つの焦点を当てるべきではないだろうか。

7. イ国の移住事業の今後の課題

イ国の移住事業を、客観的な目をもって内部から検討し、さらに現地を観察すると、それは全く当を得た政策であり事業である、という結論がごく自然に出てくる。細かな点を取り上げれば、技術的に欠点が無いわけではない、むしろ欠点が多いと言ってもよいだろう。しかし、欠点があるから不合格だなどとは言えないし、まして自国の水準から見ても低く過ぎる、などと非難するのはナンセンスである。

それぞれの国には、それぞれの考えがあり、それぞれの水準があるのである。経済にも技術にも、負担できる限界があるのである。そのことは、開発計画における投資効率や、技術計算における安全率を考えれば、自明の理である。先進国が自己の限界、水準をもって途上国に対すると、往々にして間違いを犯したり、トラブルを引き起こしたりするのである。

ただし、このことは、イ国の移住事業が今のままでよい、ということの意味するものではない。むしろ今からの事業の実施を考えると、正すべき点も多いのである。イ国の移住政策を、従来の“個々の家族に土地と職を与える事業”から、“地域経済開発の拠点構築の事業”に移行させるには、次のように調査、計画、実施、管理、等を科学的な手法に変更しなければならない。

(1) 移住地の選定 :

- a) 従来の狭い面計画(100 ha単位)から、広い面計画(10,000 ha 単位)に変えなければならない。
- b) これは、新しい土地を探すのではなく、既に利用している土地も取り込んで、広域のモザイク計画をすることを意味する。
- c) そのためには、大気や陸地や水系全体の環境、森林だけでなく植物系全体、昆虫や微生物も含む動物全体、を調査しなければならない。その上で、保護すべき自然があれば、保護の措置を講ずることを考える。
- d) 調査には、土地を利用しようとする行政や技術の立場だけでなく、大学、研究機関の参加を求める。

(2) 計画設計の進め方 :

- a) 現在だけでなく、将来を考慮した計画設計とする。
- b) 移住地としてだけでなく、経済圏としての用地、都市機能のための用地、等を考えておく。
- c) 熱帯林、マングローブ等の利用、保存の評価を十分行なう。森林は再生能力を持つものだから、保全のみを考える必要はない。利用と再生のバランスを考える。
- d) 雇用機会の創出という経済的な農村機能だけでなく、憩い、息抜きの場のある都会機能を最小限考慮する。

(3) 民活の導入、原住民の参加 :

- a) イ政府の最も力点を置く政策である。 調査の段階から、地下資源、森林資源、農産加工、民芸物産等に配慮する。
- b) 原住民の文化の調査、保存を考える。 言語、民話、習慣、道具等は、イ国だけでなく、人類の財産である。 大学等の参加を得て、計画的に調査し保存を考える。

これらは、金を掛けるということではない。 移住省は、新しい土地を開発する、数少ない官庁であるから、民族の財産の活用、歴史の保存の責任を持つ、という意味である。 第二次長期開発計画の発足にあたり、調査要領の確立、技術基準の整備のために、移住地準備総局 (Directorate General of Settlement Preparation) に JICA Expert(s) の増員を考えるのも1つの政策である。

* 参考文献

- 1) Statistik Indonesia (Statistical Year Book of Indonesia 1992. Biro Pusat Statistik
- 2) - Do - . 1989.
- 3) The Basic Stipulations for Transmigration. Statute No. 3 1972
- 4) The Implementation of Transmigration. Govt Regulation No.42 1973
- 5) The Coordination of Transmigration Operations. President Degree No.59 1984
- 6) REPELITA V Bab 17 Transmigrasi. 1988 BAPPENAS.
- 7) REPELITA VI Transmigrasi. Buku:I, Buku:II, Buku III. 1993 DOT.
- 8) Penyelenggaraan Transmigrasi dari Pelita I - Pelita V. 1993 DOT.
- 9) Second Long-Term Development in Transmigration (1993-2018). DOT.
- 10) Resettlement as the Implementation of Transmigration. DOT
- 11) Transmigration Second Stage Development Programme. 1992. DOT.
- 12) Program Kerja Bagian Kerjasama Luar Negeri 1993/1994. DOT.

34. 科学技術

千葉 貢 専門家
科学技術院
服部 幹雄 専門家
技術評価応用庁

科学技術

インドネシアにおける科学技術の歴史はオランダ植民地時代の「バタビア工芸科学協会」の設置(1778)や「ボゴール植物園」設置(1817)の頃までさかのぼることができると言われている。

独立後のインドネシアはオランダ植民地時代の科学技術関係の組織を引き継いだ。本格的な科学技術活動は1952年のインドネシア科学委員会の設置に始まる。1962年、同委員会は研究省に発展的に改組されたが、その後の行政改革で研究省は廃止され、研究省が所管していた業務は現在のような省庁には属さない大統領に直結したインドネシア科学院(LIPI)によって実施されることとなった。その後科学技術関係機関が順次整備されたが、特に1978年にハビビ・西独メッサーシュミット社副社長(当時)がスハルト大統領に招かれて帰国し、研究・技術担当国務大臣のポストを与えられて国家の科学技術政策を一任されてからは、同大臣を中心として急速に体制整備が進み、組織・機構的には東南アジア地区随一ともいえる科学技術体制が出来上がっている。

1. 過去五次の五カ年計画の推移と現状及び今後の課題

(1) 過去五次の五カ年計画の推移

過去五次の五カ年計画において、科学技術分野ではそれぞれ表1のような目標を掲げ、体制の整備、人材の確保、試験研究設備の充実等の方策を講じてきた。

表1 過去五次の五カ年計画における目標と体制整備

5カ年計画	目標	組織面での対応
第1次 (1969~1974)	① 研究者の確保 ② 研究者の処遇 ③ 科学技術情報の流通 ④ 研究機材の確保 ⑤ 研究施設の整備	研究担当国務大臣の設置(1973)
第2次 (1974~1979)	① 資源の確認 ② 長期成長見通しの分析 ③ 人材の需要見直し ④ 科学技術情報 ネットワークの構築 ⑤ 標準、検定及び計測 システムの構築	航空宇宙研究所(LAPAN)改組(1974) 研究技術担当国務大臣(MENRISTEK) 設置(1978) 技術評価応用庁(BPPT)設置(1978) 科学技術開発センター(PUSPIPTK) の建設決定と開始(1976、1978)
第3次 (1979~1984)	① ベーシック・ ヒューマン・ニーズ ② 天然資源とエネルギー ③ 工業開発 ④ 防衛と安全保障	

⑤ 社会科学的研究		
第4次 (1984~1989)	同上	国家研究会議(DRN)設置(1984) 国家標準委員会(DSN)設置(1984) インドネシア科学院改組(1986)
第5次 (1989~1994)	同上	重点産業運営会議(BPIS)設置(1989) インドネシア科学アカデミー (AIPI)設置(1990)

第5次五カ年計画の科学技術政策の基本的目標は次の5点。

- ・ 移転技術による直面する問題の解決
- ・ 移転技術による国際市場への参入
- ・ 独自の科学技術能力の強化
- ・ 環境の保全
- ・ 雇用機会の増加

これらに基づく基本方針は次の7項目。

- ・ 研究技術大臣の下に置かれた国家研究会議(DRN)における研究活動の調整
- ・ 大統領に対し助言するインドネシア科学アカデミー(AIPI)の設置
- ・ 人材養成の推進
- ・ 大学と企業との連携の推進
- ・ 国家標準委員会(DSN)を中心とする標準作成事業の推進
- ・ 科学技術情報事業の強化・充実
- ・ 天然資源と環境の保全

(2) 第5次五カ年計画の成果

- ・ 1989年に設置された戦略企業庁(BPIS)のもとで、航空、造船、輸送機械、電気通信、エネルギー、エンジニアリング、農業機械、防衛及びソフトウェアの9産業分野を重点産業として選定。これらの産業の振興を通して導入技術を習得し、さらに改良によってその他の産業に技術を移転していくこととし、現在IPTN等の7つの国営企業を重点企業に指定。
- ・ 研究技術担当国務大臣の指導の下に、技術評価応用庁傘下の試験研究機関および7重点国営企業が一体となった導入技術の習得。
- ・ インドネシア科学院計測・計量研究開発センターの整備と企業の計測技術者の研修の実施(ドイツ及びオーストラリアの技術協力)。
- ・ 国家標準委員会(DSN)を中心とする標準作成事業の推進と1994年を目標とした各省庁の標準の統一。
- ・ 大学共同研究センター(PAU)の整備を通じて、大学における研究活動の強化・充実(世界銀行の融資)。
- ・ 技術評価応用庁が留学生派遣制度による技術者の養成のため、毎年約400人の学生を先進国に派遣(世界銀行および海外経済協力基金の融資)。
- ・ インドネシア科学アカデミー(AIPI)の設置(設置法は1990年成立)。
- ・ 科学技術情報ネットワークの整備(世界銀行資金によるフィージビリティ調査)。

・天然資源と環境の保全：天然資源賦存量の確認のための継続的調査（日本の技術協力）、環境管理センターの建設（日本の技術協力）、既存の試験研究機関の試験研究基盤の整備および人材の養成。

・科学技術に関する普及啓発については、タマン・ミニに小規模な科学技術館を建設し、企業の協賛も得て活動を開始するとともに、さらに大規模な科学技術展示館の建設を計画中である。また、PUSPIPTEKにも同様の展示施設の設置を計画している。

この他、ポゴール農科大学を中核とする生物・農業系の学園都市、バンドン工科大学を中核とする工学系の学園都市等も整備されつつある。さらに均衡のとれた国土開発の一環として、各地に植物園、技術実証試験施設等の小規模な試験研究拠点を設置しているが、主要な試験研究機関はジャワ島に集中している。

（２）現状

<体制>

政府の科学技術推進体制は図１に示す通り。

<マンパワー>

１９９１年における、インドネシア全体の科学者・技術者の数は、約２４万人と推定される。これは、高卒後３年以上の高等教育を受け、自然科学・工学分野に従事している者の総数である。

このうち、４年制以上の高等教育を受けた者は約１２５、０００人存在する。これは労働人口の０．１６％である。このうち１／３が、研究開発、生産技術あるいはそれらの教育に従事している。

残りの１１５、０００人が、３年制の高等教育課程卒業生である。そのほとんどは、政府または産業部門に属している。

これらの者の所属は、政府部門が１８８、０００人、７５％以上を占め、産業界が１４％、大学が８％となっている。ただし、工学関係者については、１／３は産業界に所属し、政府部門は約半数である。

これらのうち、修士号あるいは博士号を持つ者は１／２０以下である。特に産業界では、この比率は２％である。大学では１７％となる。

国の政策を反映して、科学者・技術者の７０％は農業、あるいは医学を中心とする自然科学者であり、残りの３０％が工学関係者である。しかし産業界では、工学関係者の比率は８０％に達する。

女性は、科学者・技術者の３０％を占める。しかし工業部門では、１０％に過ぎない。

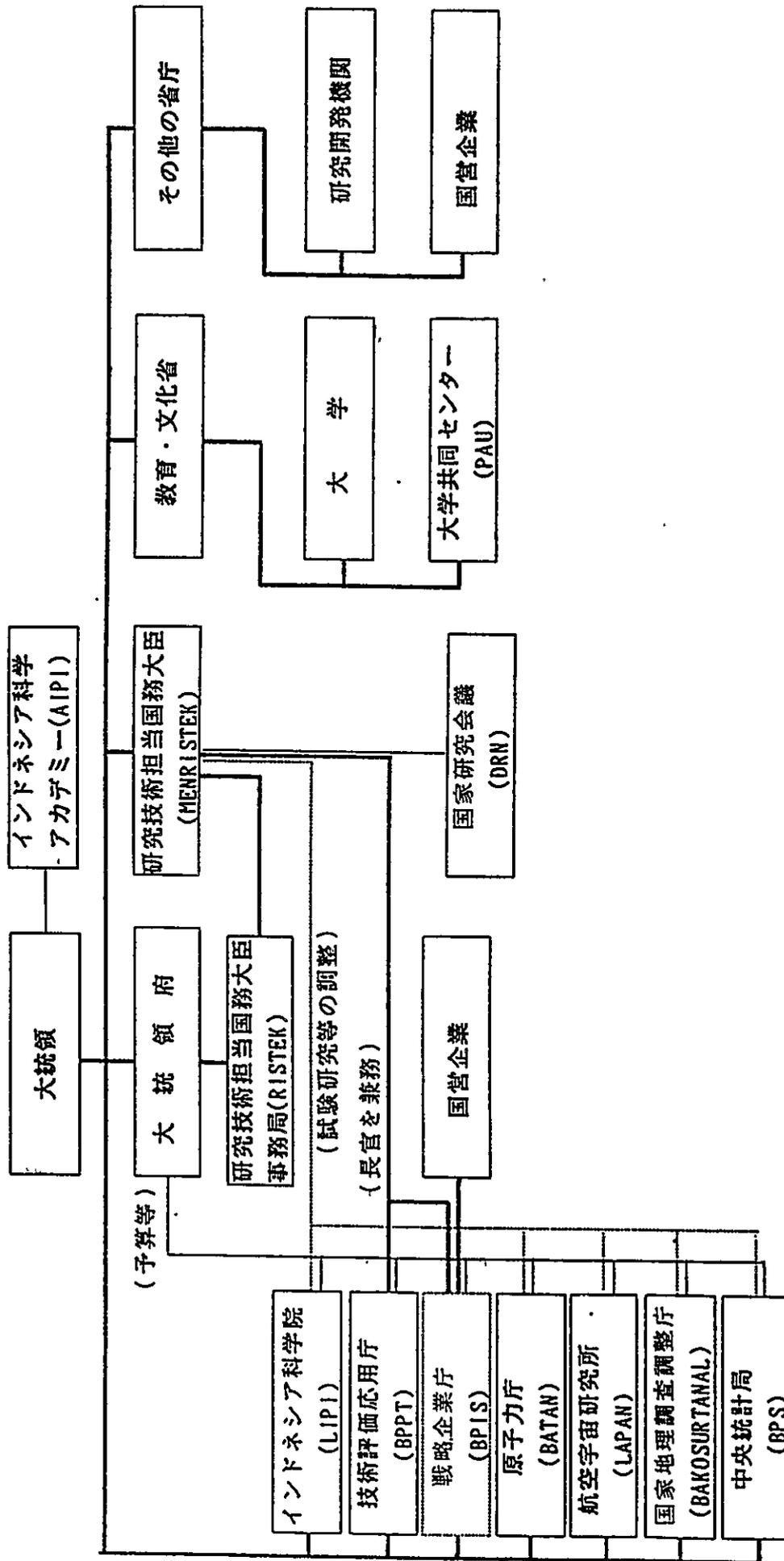
インドネシアの公立・私立大学合わせて１５０万人の学生（３年教育を含む）中、２０％が自然科学・工学系である。このうち、公立大は学生数の１／３、自然科学・工学系の１／２を占める。

自然科学・工学系の大学教員数は１５、０００人である。

毎年１５、０００人が学士の資格を得るが、これは国内で雇用される科学技術従事者の７％に過ぎない。

<科学技術関係経費>

図1. インドネシアの科学技術関係行政機構図



1991年における、政府、産業界、大学を合わせたインドネシア全体の研究開発費は、約5千億ルピアと推定される。この他、1500億ルピアが生産技術に支出されている。研究開発費の対GDP比は、0.2%である。

政府は、研究開発費の約80%、4000億ルピアを負担しており、一方、使用額で見ると、約2/3である。産業界は、1/3を使い、20%を負担している。

政府の負担額のうち、3、100億ルピアは政府部門内で使用され、残りの900億ルピアが、産業界をはじめとする他のセクターの研究開発活動に充てられている。その大部分は、戦略産業への支出である。

大学の研究費に関するデータは限られているが、公立大学は、1991年には250億ルピアを使っていると推定される。このうち1/2は政府から、残りの大部分は産業界、特に戦略産業から来ている。

1991年における政府の科学技術関連支出は約1兆ルピア、うち60%はセクター15（科学技術）から、残りは工業、農業等のセクターより支出されている。この額は、1987年に比べると50%増となっている。

この科学技術支出のうち、主要なものは研究開発、及び生産技術である。

科学技術関連支出のうち、政府自身の研究開発活動には、前述のように31%が充てられている。1975年から1982年までは、70%以上であったが、政府が教育・訓練、科学技術サービスに力を入れた結果、次第に下がってきた。

それでも、研究開発資金負担総額は、1975年以来10倍にもなっているが、ほとんどはインフレで吸収されてしまった。

(3) 今後の課題

・上記のように、研究開発の中心足り得る、高等教育を受けた人材が不足している。

また、高等教育機関において、研究開発の実践能力を与えるに必要な環境（教員、機材等）が不足し、知識が理論に偏っている。

・政府部門においては、一部機関を除いて研究者・技術者の給与が民間に比べてたいへん低く、優秀な人材が集まらない。また、政府部門の者が海外留学等によって知識や技術を身につけても、簡単に民間部門に転職してしまう。

・研究開発の世界も学歴が重視され、また、研究者と補助者の仕事ははっきり分かれている。このため、研究者は自ら手を汚す現場の仕事を避け、デスクワークに集中する傾向が強くなり、このことが、研究者の質の向上を妨げている。

・政府研究開発機関においては、ただでさえ少ない予算の配分が施設費に偏っており（公共事業振興の観点から）、また外貨の使用を抑える意味もあって、研究機材・消耗品の購入費、機材の維持管理費等が極めて不足している。このため、機材を外国からの援助に頼る体質を生んでいる。

・少ない予算を補うため、政府研究開発機関にさえも、自ら収益をあげることが求められており、その結果、長期的課題に取り組みにくくなっている。

・国家として、輸出産業の中核とすべく、ハイテク産業の育成を重視しているが、その基

盤として必要な品質管理、標準化等の技術が不十分であり、国際的な評価が十分得られていない。

2. 第6次五カ年計画の内容及び第2次25カ年計画の内容

(1) 第6次五カ年計画の内容

1) 主要な科学技術政策目標

- ・人材開発、施設の拡充、教育の充実等による科学技術の利用、開発、習得能力の向上
- ・生産性・付加価値の向上、想像性と技術確信の進展、国際的水準の品質の確保に向けた事業環境の創出
- ・科学技術開発のためのインプットを供給する、ハード・ソフト両面にわたる情報システムの構築
- ・小規模産業／事業／企業における技術能力の向上
- ・地域／村落開発に当たっての問題解決への貢献

2) 目標実現のための施策

- ・科学技術の価値の明確化
- ・部門間、基礎・応用科学と技術との間の研究協力の推進
- ・革新的工業の創出
- ・製品品質と生産工程の改良
- ・科学技術人材の質、量、構成の改善
- ・科学技術関係機関の構造改善と維持

3) 開発プログラム

- ・主要プログラム：生産技術プログラム
工学プログラム
応用科学プログラム
基礎科学プログラム
科学技術関係制度開発プログラム
- ・サポートプログラム：科学技術インフラ開発プログラム
科学技術情報開発プログラム

4) 第5次五か年計画期間中の科学技術関係予算の配分

第6次五カ年計画における科学技術関係予算の配分計画は表1の通り。ただし、実際には他のセクターにも、科学技術関連予算が含まれている。

表1. 科学技術分野の開発予算計画（単位：10億ルピア）

	1994/95	1994/95-1998/99
16 科学技術セクター	328	2,252
16.1 生産技術と工学サブセクター	148	987
16.1.01 生産技術プログラム	30	200

16.1.02	工学プログラム	117	787
16.2	基礎・応用科学サブセクター	71	532
16.2.01	応用科学研究と評価プログラム	52	394
16.2.02	基礎科学研究と評価プログラム	20	138
16.3	科学技術インフラと制度サブセクター	107	734
16.3.01	科学技術制度プログラム	14	97
16.3.02	科学技術インフラ開発プログラム	93	637

なお、第6次5カ年計画のガイドラインとして、DRNが1992年10月に策定した「研究・技術における国家的優先プログラム」には、以下を重点分野として規定している。

- ・ポストハーベスト技術
- ・医療技術
- ・エネルギー技術
- ・バイオテクノロジー
- ・環境保護技術
- ・デザインとエンジニアリング
- ・材料科学
- ・化学・プロセス技術
- ・エレクトロニクス・情報

2) 第2次25カ年計画の内容

第2次25カ年長期計画においては、科学技術開発の目的を、「福祉、文明の進歩、国家の競争力等の向上に必要とされる科学技術の利用、開発、習得のための能力の達成」においている。

また、経費及び人材面での具体的な目標となる数値をあげている。

即ち、まず経費面では、プライベートセクター／コミュニティ等の、政府以外の部門による資金負担及び科学技術開発実施を増加させる。資金負担については、現在政府が約80%を負担しているが、25年後には、これが20-30%にシフトすることを期待している。また現在、科学技術関係経費の70%が政府機関で使われているが、これも25年後には60-70%がプライベートセクター／コミュニティ等によって、国際市場における競争力強化を目指し、製品品質や生産工程の向上のために使われることを期待している。これらにより、現在国内総生産比0.3%の科学技術関係経費が、2%に向上することを期待している。

次に人材面では、近隣諸国や、アジア太平洋地域の工業国に対する競争力を得るため、現在15,000人／年の理科系大学卒業者を、25年後には65,000人に増加させる。一方、3年制高等教育課程ないし専門学校を卒業した技術者を増加させ、25年後には、科学技術に関わる人材—様々な教育レベルの、能力ある研究者、教員、技術者、オペレータ、調査員等—を、全インドネシア人口の1%近くにもっていくことを目標とする。

3. 他の援助国・国際機関の動向

- ・米国：原子力炉ラジオ・アイソトープ生産施設の建設

- イリジウム-192生産設備の供与（イギリスとの共同援助）
 - ・ドイツ：インドネシア科学院計測・計量研究開発センターへの技術協力
原子力庁多目的研究炉および核燃料製造施設の建設
ならびに燃料照射後試験設備の設置
 - ・イギリス：原子力庁多目的研究炉における照射用試料搬出入設備
多目的研究炉とラジオアイソトープ生産施設
並びに放射線冶金施設への照射後試料移動用カナルの建設
イリジウム-192生産設備の供与（米国との共同援助）
インドネシア科学院科学技術文献・情報センターを通じての
ブリティッシュ・カウンシルのデータ・ベースへの利用
 - ・フランス：技術評価応用庁の海洋調査船建造、原子力庁放射性廃棄物処理施設の建設、
 - ・カナダ：原子力庁工学研究センターの建設
航空宇宙研究所リモート・センシング関連受信施設の建設等
原子力庁ラジオ・アイソトープ生産施設におけるサイクロンの設置
 - ・イタリア：原子力庁核燃料製造施設の建設および安全研究用設備の設置
技術評価応用庁への抗生物質研究協力
 - ・オランダ：技術評価応用庁の流体力学・振動研究所の風洞試験設備
 - ・オーストラリア：インドネシア科学院計測・計量研究開発センターの
トレーニングコースの改善
- （国際機関）
- ・世界銀行：科学技術人材育成のための留学制度（OFP）の創設、及びその発展型で
あるSTAI Dプログラムへの融資
大学の研究基盤整備への融資
L I P I 植物標本館への設備援助
 - ・UNDP、UNESCO等：各種のフィージビリティ調査、試験研究機材の供与

4. 日本の援助の実績及び今後の課題

（1）日本の援助の実績

我が国の援助はベーシック・ヒューマン・ニーズに重点を置いているため、食糧、治山治水、保健・医療、交通、通信等に関連して試験研究機関の設置、整備等が行われてきたが、これらに直接関連しない一般的な科学技術分野の協力は長期的な協力課題と見なされることが多いためか、実施例は限られている。

- ・機材供与
 - 多目的研究用原子炉中性子計測器(1987)：BATAN
 - 海洋調査用測定器(1990)：L I P I 海洋学研究開発センター
 - 環境分析機器(1993)：L I P I 陸水学研究開発センター
- ・プロジェクト協力
 - バイオマス・エネルギー研究(1980～1985)：BPPT
 - 低品位ニッケルラテライト鉱石処理(1987～1991)：L I P I 冶金学研究開発センター
 - 日本・アセアン科学技術協力 高分子材料特性解析研究プロジェクト(1987～1992)
：L I P I 応用物理研究開発センター他
- ・開発調査
 - 石炭ガス化研究(1984～1989)

ハイブリッド発電システム

- ・有償援助
科学技術人材育成のための留学生制度（OFP）創設資金（世界銀行との協調融資）
- ・民活協力
造船、タービン製造：PT. PAL
- ・通商産業省工業技術院海外研究協力事業：中規模村落用太陽光発電システム

（２）今後の課題

以下の課題は、我が国の援助一般に言えることが多いが、特に科学技術の場合、より長期的な視野の下、目先の成果にとらわれない援助の継続が必要である。

・大型、高性能の機材を供与後、我が国の援助が続いている期間はただしも、一旦援助が終わると、ローカルコストがないこと、機材の維持管理能力が十分でないこと等により、機材が埃をかぶるケースが多い。我が国の援助の原則は、維持管理費は被援助国が負担することとなっているが、高価な機材は維持管理費も高いため、現実には負担しきれないケースが多く、何らかの手当を考えることも必要であろう。

・一般に、我が国の援助は金額は大きくとも、派遣される人材が少なく、きめ細かさに書けるケースが多い。今後は物的援助よりは人的援助に重点を移し、真の「技術移転」を促進する必要がある。また特に、施設の建設は、ローカルコストでできることが多いと考えられ、資金はむしろ機材に注ぐ方が援助の効率がよい。

・我が国は毎年、大量の研修生・留学生を受け入れているが、一旦日本を離れると、連絡が途絶え、せっかくの人脈が生かされないケースが多い。彼らに対するフォローを何らかの形で継続する必要がある。

・援助のテーマ選定及び内容の詰めにおいて、自分達から積極的に提言するよりも、こちらからの提言を待つ傾向が強い。より自主的な姿勢を持たせ、同時に責任を持たせることが重要である。

・援助が他国のものに比べ、個別的、散発的かつ短期的である。大きなテーマを発掘し、それに集中する長期的、体系的な援助が必要である。

参考資料

- ・"Science & Technology Indicators of Indonesia 1993"(STAID-BPPT, PAPIPTEK-LIPI)
- ・"Program Utama Nasional Riset dan Teknologi dalam Pembangunan Lima Tahun VI"(Dewan Riset Nasional, 1993)
- ・"Pembangunan Lima Tahun VI" (1994)

5. 科学技術関係主要機関の概要

5-1. 研究技術担当国務大臣 (MENRISTEK)

研究技術担当国務大臣は、同国におけるすべての研究及び技術開発活動に関する政策の立案、優先付け及び調整を行い、大統領に対して直接報告するのがその任務である。同ポストを支える国家機関は次の通りである。

- ・ 研究技術担当国務大臣事務局 (RISTEK)
- ・ 国家研究会議 (DRN)
- ・ インドネシア科学アカデミー (AIPI)
- ・ 大統領直属機関：BPPT, LIPI, BAKOSURTANAL, BATAN, LAPAN 及び BPS
- ・ 戦略企業庁 (BPIS) 及び傘下の 10 国営企業
- ・ 国家標準委員会 (DSN)
- ・ 科学技術開発センター (PUSPIPTK)：いわゆる研究都市に相当

5-2. 研究技術担当国務大臣事務局 (RISTEK)

研究技術担当国務大臣を補佐するために大統領府に置かれている組織で、事務局長のもと 5 名の補佐官及び約 200 名のスタッフが配属されている。同大臣の所掌範囲にある関係各機関に関わる組織、定員、予算、計画等の全体管理を任務としている。

同事務局は最近、CHBN (第 6 期 5 年計画のガイドライン) の指摘に基づき、“One Door Policy” と呼ばれる政府の研究開発プロジェクトの総合調整機能を持つこととなった。

5-3. 国家研究会議 (DRN)

国家研究会議は、研究技術担当国務大臣に対する諮問機関として 1984 年に設けられたもので、教育、科学、研究及び技術応用のつながりを強化して同国の早期工業化に向けた研究技術計画を立案し、その実施をフォローすることを目的としている。現在約 80 名の委員 (議長は同大臣) で構成され、次の 5 つの優先分野毎に委員会が設けられている。

- ・ 基本ヒューマンニーズ
- ・ 天然資源・エネルギー
- ・ 産業開発
- ・ 国防及び安全保障
- ・ 社会科学

親会議は、年 1 回のみ開催される。

なお、第 6 次国家開発計画の発足に当たり、新しい委員会の設置が検討されている。

5-4. インドネシア科学アカデミー (AIPI)

1990 年インドネシアにおける科学技術の振興とその利用の促進を図るための最高の機関としてインドネシア科学アカデミー (AIPI) の設置法が成立し、研究技術担当国務大臣、教育・文化大臣及び科学院長官が中心となって人選を行い、1991 年 11 月 16 日 ウィジョヨ・ニティサストロ会長 (元経済担当大臣、大統領特別顧問)、マカギアンサー副会長以下 25 名の会員が大統領から任命された。会員には現職の研究技術担当国務大臣、教育・文化大臣、人口・環境担当国務大臣及び科学院長官が含まれている。会員数は現在、27 名と

なっている。アカデミー事務局は科学技術開発センター(PUSPIPTK)内に設置された。

本アカデミーには、工学、医学、社会科学、基礎科学及び芸術・文化の5部門が設けられており、現在、インドネシアにおける科学の現状を評価し、適切なプログラムを提案するための作業を進めている。

5-5. インドネシア科学院 (L I P I)

研究省(1958年に設置されたインドネシア科学委員会を発展的に改組して1982年に設置)が行財政改革のあおりを受けて廃止になった際、どの省庁にも属さない大統領に直結する独立機関として、1967年に設置。1986年に組織改正し、現在の姿となった。

1) 組織

サマウン・サマディクン長官のもと次官1名及び5名の局長(社会科学部門、自然科学部門、工学部門、科学技術基盤整備部門及び総務部門)が置かれ、それらの下に19研究機関及び8技術実証ユニット(UP T)が置かれている。ポゴール植物園もL I P IのUP Tの一つである。

2) 主な任務

- ・政府全体に対する科学技術に関する助言と提言
- ・社会科学を含む広範な試験研究の実施
- ・科学技術情報の提供、工業標準の作成、標準機器の更正等の各種サービスの提供
- ・技術の移転促進

3) 予算：1993年度：通常予算204億ルピア、開発予算612億ルピア
1994年度：通常予算259億ルピア、開発予算628億ルピア

4) 定員：4、812人(1994年4月現在)

5) 主なサイト：ジャカルタ(本部他)、スルボン、ポゴール、チビノン、バンドン

6) 我が国との関係

< J I C A無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力 >

- ・低品位ニッケルラテライト鉱石処理(1987~1991、無償/プロ技)
- ・高分子材料特性研究に関する日本・アセアン科学技術協力(1987~1992、プロ技)
- ・生物多様性保全(1994~予定、無償/プロ技)

< J I C A専門家派遣 >

- ・陸水環境学(1989~1994年度)
- ・科学技術政策(1990年度~)
- ・リモートセンシング(海洋・沿岸調査)(1991年度~)
- ・技術移転事業の強化(1992年度~)
- ・プロ技協(ニッケルラテライト)のフォロー(1992~1993年度)
- ・分析化学(1993年度~)

< J I C A単独機材供与 >

- ・海洋調査用機材（1990年度）
- ・環境試料分析機材（1993年度、陸水環境学関連）

<その他>

- ・日本学術振興会が、1978年にL I P Iとの間に覚書を結び、毎年研究者交流を実施
- ・通商産業省工業技術院が科学技術振興調整費により1986年から1991年まで火成岩帯鉱物鉱床を対象として、リモートセンシングによる地質探査を実施した。
- ・海洋科学技術センターが、科学技術振興調整費により1993年から、海洋データセット作成研究協力を開始。
- ・その他、大学、公益団体などが研究者の交流面で協力

5-6. 技術評価応用庁（B P P T）

技術応用評価庁は、同国の国家開発においてミクロ経済の側面から問題の解決に連する科学及び技術の評価、選択及びその応用を図ることを目的として、1978年に大統領直属の機関として設置された。その後科学技術の重要性の高まりに伴い、1982年及び1991年に改組されている。同国の科学技術活動の中心的存在である。

1) 組織

ハビビ研究技術担当国務大臣が兼務する長官のもと、副長官1名及び6次官（基礎・応用科学担当、技術開発担当、工業化分析担当、天然資源担当、システム分析担当及び総務担当）並びに11の技術開発ユニット及び教育・訓練センターから成り立っている。

2) 主な任務

- ・国家開発に必要なあらゆる技術の評価及び応用に関する政策の立案
- ・技術の評価及び応用に関する計画実施の総合調整
- ・技術の応用に関し政府及び民間部門に対するサービスの提供
- ・国家開発のための技術の開発・応用政策を支援するための業務

3) 予算：1994年度 540億ルピア（開発予算）

4) 職員数：3117名（1992年9月現在）

5) 主なサイト：ジャカルタ（本部）、スルボン、ランブン、ジョグジャカルタ、スラバヤ

6) 我が国との関係

1981年1月に「科学技術協力に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定」が締結され、インドネシア側の中心機関として協力関係は極めて密接である。

<JICA長期派遣専門家>

- ・長官顧問（1981年～）
- ・ジャワ・スマトラ連結計画（1988～1992）

<JICAプロジェクト協力>

- ・バイオマス・エネルギー研究（1980～1985）

<その他>

- ・エネルギー、海洋、バイオなどの分野における政府関係機関との協力
- ・造船・タービン技術、情報、人材育成等の分野における民間レベルとの協力

5-7. 中央統計局 (BPS)

1968年発足、国家統計、特に経済統計に関するデータ収集と処理を実施。

5-8. 原子力庁 (BATAN)

1963年原子力基本法に基づき、原子力研究所(1954年に核実験に伴う放射線の影響評価のための放射線影響調査委員会報告を受けて1958年に設置)を発展的に改組して発足

1) 組織

チャーリ・アヒムサ長官のもとに4名の局長が置かれ、各局長はそれぞれ基礎・応用研究部門、原子力産業研究開発部門、原子力科学技術評価部門及び管理部門を分掌。

2) 主な任務

- ・原子力政策の企画、立案、利用の推進
- ・原子力技術の評価及び規制の実施
- ・原子炉燃料の製造を含む研究開発の推進
- ・原子炉を用いた中性子照射、放射性同位元素の製造などサービスの提供
- ・人材の養成

3) 予算：1994年：414億ルピア(開発予算)

4) 定員：約4130人(技術系約2700人、事務系その他約1430人)

5) 主なサイト：ジャカルタ、スルボン、バンドン、ジョクジャカルタ

6) 我が国との関係

- ・JICA長期専門家派遣
- ・JICA機材供与：多目的研究用原子炉中性子計測器
- ・理化学研究所との間で覚え書きの交換：昆虫、貝類及び魚類による中毒の研究
- ・日本原子力研究所との間で覚え書きの交換と研究炉の運転のための専門家派遣
- ・日本原子力研究所及び日本原子力産業会議との協力
- ・国際原子力機関の地域協力協定(RCA)を通じての協力

5-9. 国家地理調査調整庁 (BAKOSURTANAL)

1969年設立。陸、海を含む国土の地図作成を業務とする。本部はチビノンのLIPIS所有地内にある。

地図作成技術や利用技術に関する研究開発、他機関職員の訓練機能を有する。衛星リモセンデータの活用に積極的である。

5-10. 国家標準委員会 (D S N)

標準、計量に係る政府28機関の活動の総合調整を図り、インドネシアにおける標準化を促進するため、大統領直属の諮問機関として1984年に設置され、1989年に改組された。

ハビビ大臣が委員長を務め、L I P I の標準化センターが事務局となっている。親委員会は、年2回開催される。

インドネシアにおいては、現在多くの標準制度が存在するが、1994年度から一つの国家標準制度に統一されることになっている。

5-11. 航空宇宙研究所 (L A P A N)

航空宇宙研究所は、1963年に大統領直属の機関として、航空宇宙技術に関する政策立案、研究開発及び応用を通じて国家開発目標の達成に貢献するために設立された。国家ニーズに対応して、1974年及び1988年に改組が行われている。

1) 組織

ハルソノ・ウィルヨスマルト長官のもと、セクレタリー（総務担当局長に部門）及び3局長（リモートセンシング担当、航空宇宙技術開発担当及び宇宙空間研究・基盤担当）が置かれ、それぞれの局長の下に各種の研究所が運営されている。

2) 主な任務

- 航空宇宙技術に関し、
- ・ 国家開発計画の立案
 - ・ 開発計画の調整
 - ・ リモートセンシング技術の開発とその応用
 - ・ その他研究開発の実施

3) 予算：1994年度 191億ルピア

4) 職員数：約800人

5) 主なサイト：ジャカルタ（本部）、プカヨン及びルンピン（いずれもジャカルタ郊外）、バンドン、パレパレ（スラウェシ）等

6) 我が国との関係

日本の大学との協力が中心であり、東京大学、京都大学、名古屋大学、東海大学、宇宙科学研究所等との交流がある。特に京都大学との交流の結果として、赤道レーダー建設計画が提案されている。なお、最近になって地球観測等の面で日本の宇宙開発事業団との協力も開始されている。

5-12. 戦略企業庁 (B P I S) 及び傘下の10企業

各省管理下の10国有企業をハビビ大臣の下に結集し、技術開発及び総合的管理を推進するため、B P I S が1989年に設立された。

同庁は、ハビビ大臣自身が長官を務める。

傘下の10企業は、以下の通り。

- ・ PT. Barata Indonesia (重機械、プロセス設備、鑄造)
- ・ PT. Boma Bisma Indra (ディーゼル・エンジン、産業設備)
- ・ PT. Dahana (火薬)
- ・ PT. INKA (鉄道車両)
- ・ PT. INTI (通信・情報機器)
- ・ PT. IPTN (航空機)
- ・ PT. Krakatau Steel (鉄鋼)
- ・ PT. LEN Industri (エレクトロニクス)
- ・ PT. PAL (造船、船用機器)
- ・ PT. PINDAD (兵器、軍需品)

5-13. 科学技術開発センター (PUSPIPTEK)

我が国の「つくば研究学園都市」をモデルに計画されたといわれる本センターは、ジャカルタの南西30kmのスルボンに位置し、350haの敷地(将来目標は500ha)に政府機関、民間企業、大学の三部門からなる先端技術のメッカを建設することを目指している。

政府機関については、既にインドネシア科学院、技術評価応用庁、原子力庁及び環境管理庁傘下の19機関が同センター敷地内に配置されており、国際会議場、展示施設、DRN、APII等を収容するPUSPIPTEK管理施設も建設された。我が国を始めとする先進諸国の援助による施設・設備の整備も数多く行われており、環境管理庁の環境管理センター(EMC)は我が国の援助により建設され、1993年4月に完成した。また、航空宇宙研究所の試験研究施設も同センターの近郊に設置されている。

また、大学については、近郊にインドネシア工科大学(IIT、私立)が設置された。

このように、政府機関に関する限り、比較的順調に建設が進んでいるが、今後、民間企業をどう誘致していくかが大きな課題となっている。一方で交通・通信等の社会的基盤が十分に整備されていないこと、研究者の交流を促進する予算等の措置が十分に講じられていないこと等の問題点も指摘されている。

なお、バンドンに第2のPUSPIPTEKを建設する構想もある。

5-14. 他省庁の研究開発機関

傘下に研究機関を持つ省庁としては、

- ・ 情報省 (4機関)
- ・ 農業省 (34機関)
- ・ 林業省 (13機関)
- ・ 工業省 (9機関、また15州都に18試験所)
- ・ 鉱業・エネルギー省 (8機関)
- ・ 公共事業省 (9機関)
- ・ 通信省 (4機関)
- ・ 厚生省 (6機関)

等があるが、一部を除き、試験・検査的な業務が中心であり、研究的業務はそれほど活発ではないといわれている。

5-15. 大学における研究開発活動

一般に、インドネシアの大学は設備が整っていないため、講義が中心で実験、実習が極めて少ないといわれている。名門といわれる国立大学は次の通りであり、全てジャワ島に所在する。

University of Indonesia (インドネシア大学、ジャカルタ)

Bogor Institute of Agriculture (ボゴール農科大学、ボゴール)

Bandung Institute of Technology (バンドン工科大学、バンドン)

Padjadjaran University (パジャジャラン大学、バンドン)

Gadjah Mada University of Yogyakarta (ガジャマダ大学、ジョクジャカルタ)

University of Diponegoro in Semarang (ディボネゴロ大学、スマラン)

University of Airlangga in Surabaya (アイーランガ大学、スラバヤ)

Surabaya Institute of Technology (スラバヤ工科大、スラバヤ)

なお、大学の研究者の研究環境を整備するため世界銀行の融資を受けてマイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジー等の分野毎に大学共同研究センター(PAU)をこれらの名門大学の一部に設置している。

35. 社会福祉

成岡 衛専門家
社会福祉省
社会リハビリテーション
総局

社会福祉

I. 社会福祉一般

1 社会福祉政策の概要と社会省の組織

社会福祉政策は、当国国家建国5原則（パンチャシラ）の一つ「社会正義」を達成するための施策として位置づけられ、多くの分野と連携を取りつつ、政府及び民間の力を結集し実行されている。

社会福祉政策は、社会援助（aids）、社会給付（donation）及び社会リハビリテーションの3本の柱を有機的に活用して行われており、その対象は次のとおりである。

社会福祉の対象

- 1 孤立社会、未開発社会の住民
- 2 孤児、家族から見放された子供、中途退校の貧しい子供
- 3 老人、家庭のない或いは家族から見放された高齢者、障害をもつ高齢者
- 4 英雄、独立戦争兵士及びその家族
- 5 肢体不自由者、精神障害者（含む精神薄弱者）、視覚障害者、聴覚障害者、慢性疾患による障害者（主としてハンセン病回復者）
- 6 非行少年、薬物常用者
- 7 浮浪者、放浪者、娼婦、服役終了者
- 8 貧困者
- 9 自然及びその他の災害被災者

また、施策の展開にあたっては、国民全体の参加を呼びかけており、中でも次のような人的資源を重視し、その育成に努力している。

- 1 コミュニティ構成員の相互扶助
- 2 ソーシャルワーカー
- 3 地域青年会
- 4 地域婦人会
- 5 NGO職員
- 6 政府職員

(社会省の組織)

上記の施策を担当する社会省の全体組織及び各事業局の機構の概要を示す。

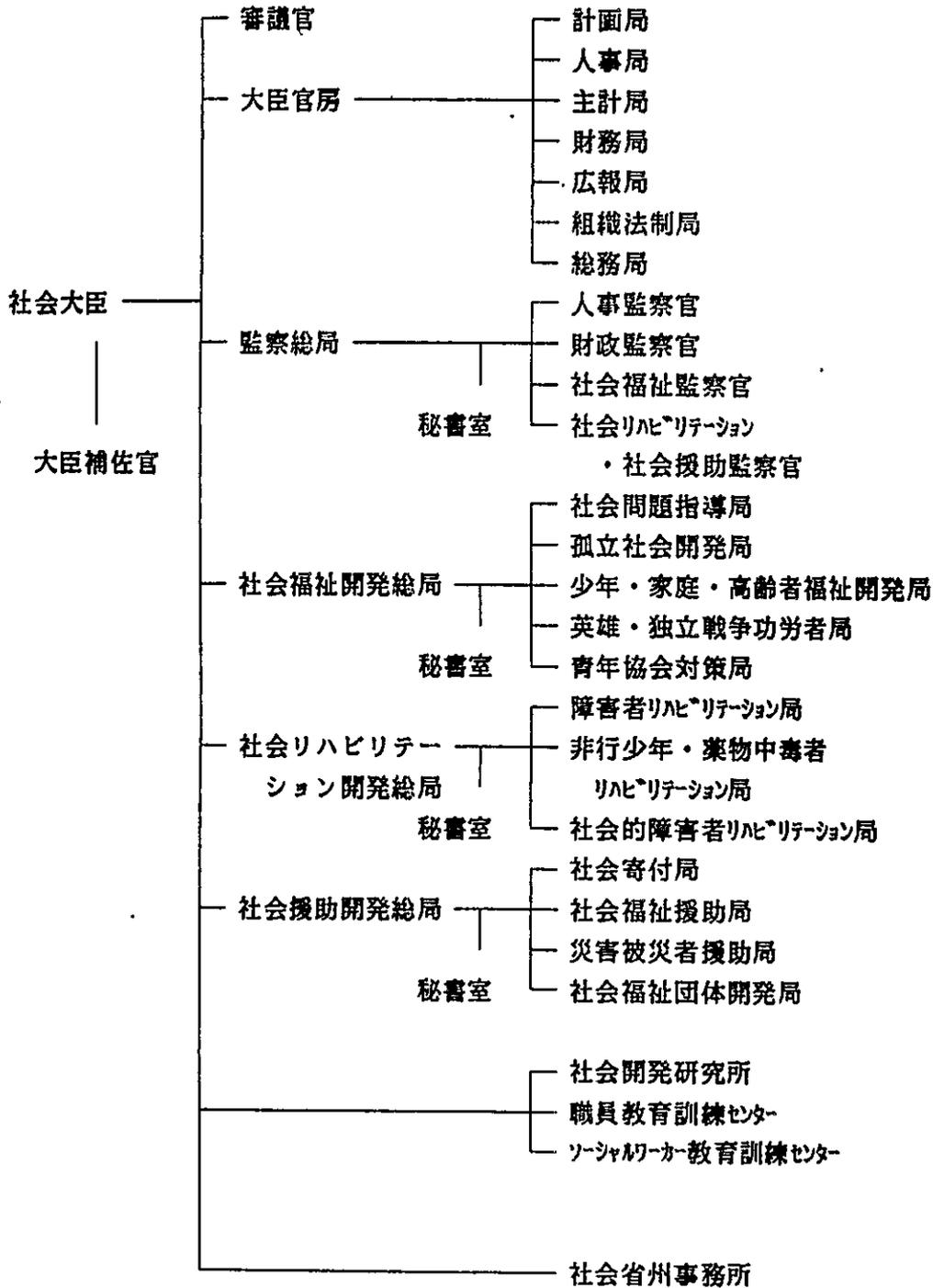


図1 社会省の組織

出典：KEPUTUSAN PRESIDEN REPBLIK INDONESIA NOMOR49 TAHUN 1983

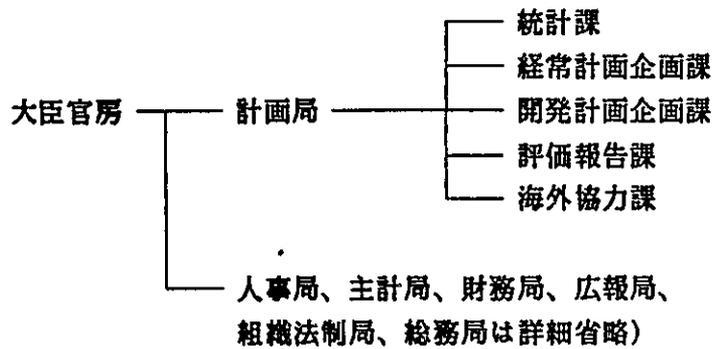


図2-1 大臣官房組織図

監察総局 (詳細省略)

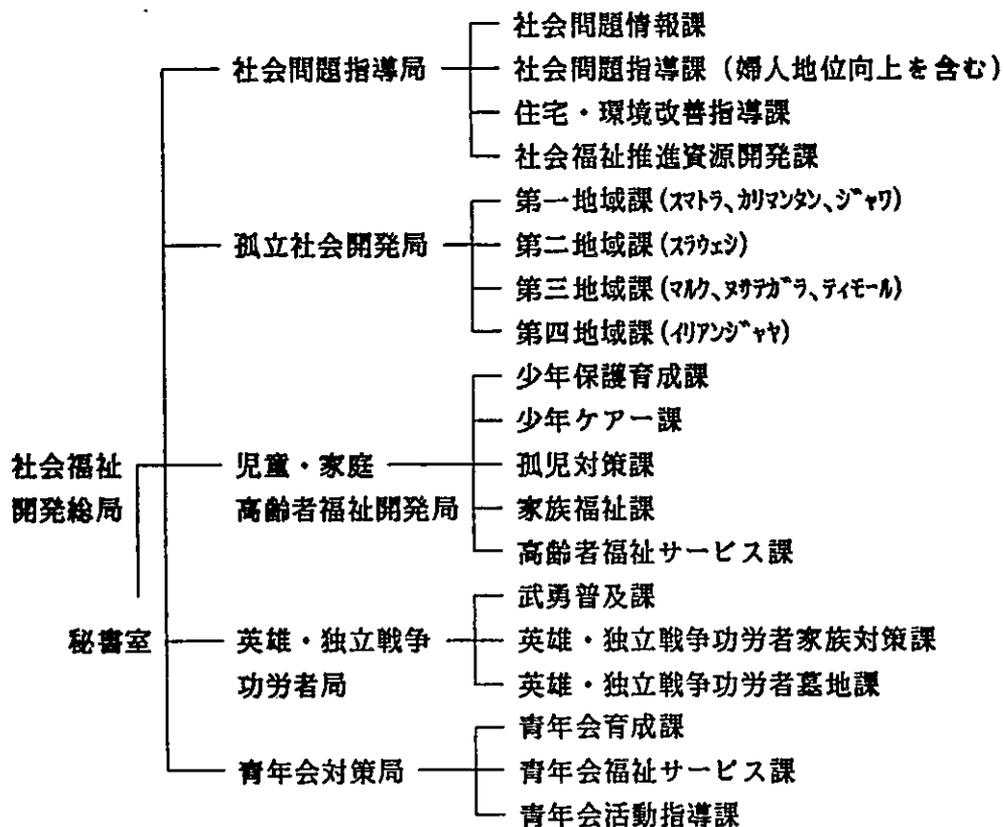


図2-2 社会福祉開発総局組織図 (各局総務課省略)

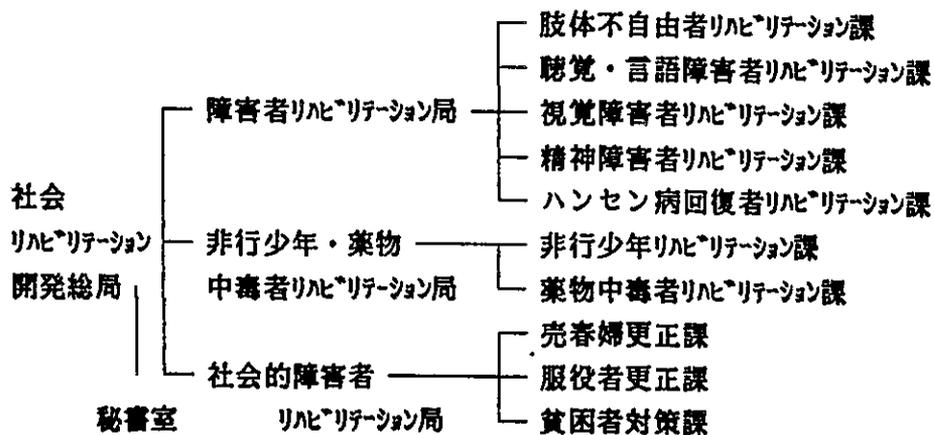


図2-3 社会リハビリテーション開発総局組織図（各局総務課省略）

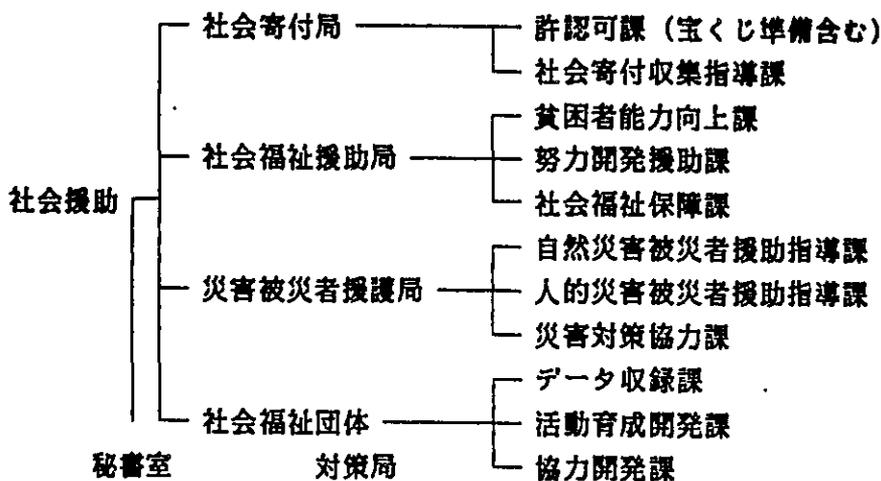
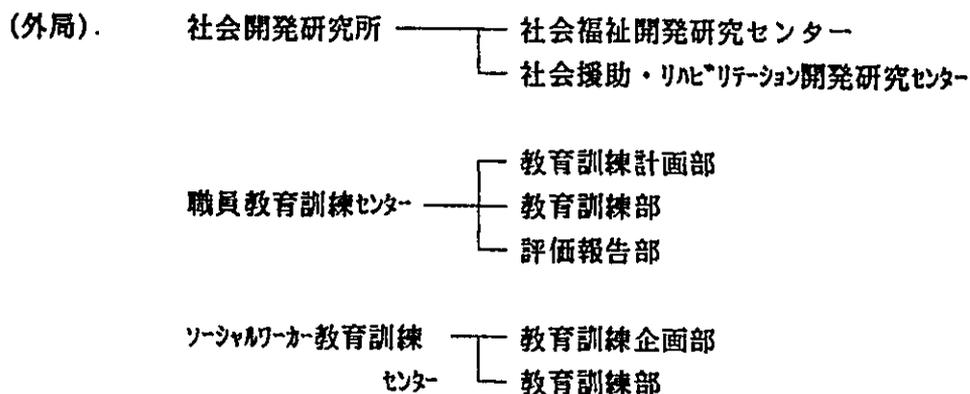


図2-4 社会援助総局組織図（各局総務課省略）



社会省州事務所、地方事務所（詳細省略）

図2-5 社会省外局組織図

(NGOの組織)

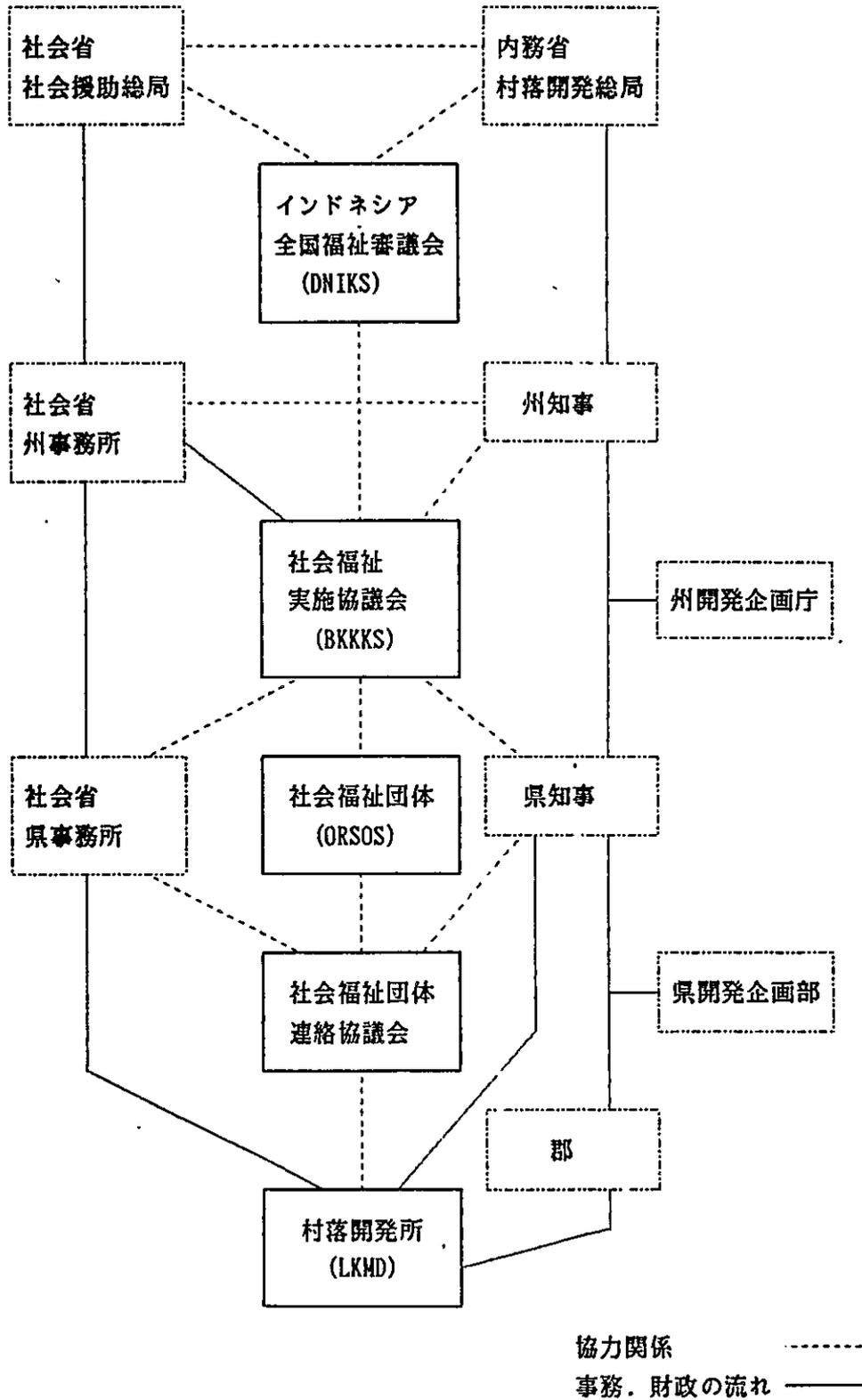


図3 NGOの機構図

出典：THE PROVISION OF GUIDANCE TO SOCIAL ORGANIZATIONS IN
 RELATION TO FOREIGN SOCIAL ORGANIZATIONS

2 第5次五カ年計画まで（第1次25カ年計画）の推移と今後の課題

2-1 社会福祉開発全般（総論）

第1次25カ年計画(PJP I)における社会福祉開発の目標は、社会福祉建設活動を通じて国民の生活の向上を図るとともに、国民の誇り、価値水準を高め人間性を向上させることにあった。その社会福祉計画の主たる柱となるプログラムは、社会福祉サービス及びリハビリの指導であった。これは、特に孤立社会、未開発社会の指導、PSM（社会福祉ボランティア）の指導、健康衛生・環境部門の社会的自立指導、英雄の価値の社会的啓発指導と社会奉仕関係の指導に向けられていた。また、対象者は、特に高齢者、孤児、障害者、非行少年、薬物常用者、貧困者、自然等災害被災者など恵まれない人たちであった。

PJP I における社会福祉開発については、PJP IIの中で次のように述べられている。
『PJP I 中、国民の社会福祉部門における国家開発事業は貧困線下に生活した貧困層の人々の人口を減少させ、人口成長率を下げ、寿命を延ばし、5才未満の児童の死亡率を下げることに成功した。そして社会福祉水準を向上させ、様々な事業に参加した国民も増大した。』

また、PJP I を通じて『貧困層の人々や恵まれない子供達、高齢者、障害者、薬物常用者、災害の被災者、未開発社会の住民など恵まれない人々への社会福祉サービス事業の質を向上させ、その対象範囲が増大されるにつれて社会における貧富の格差を縮小することができた。そして、社会における福祉サービスが多く実施されればされるほど、社会紛争・対立などの問題を減少させることとなり、国家治安に貢献することができた。』と報告されている。

しかしながら、具体的な社会福祉事業の内容については第1次25カ年計画の中で達成されたものよりも、未達成のものが多いということも認めなければならない（社会省案）と総括されている。

そして、未達成の理由として次のことを指摘している。

- (1) 社会福祉問題の展開とその問題処理の能力との間に不均衡があること
- (2) 担当者の人数や、普及率に不足があり、能力的にも十分ではないこと
- (3) 社会福祉サービス及び事業の専門性がまだ低いこと
- (4) 設備及び環境が、ハード及びソフト面を含めて十分整備されていないこと
- (5) 関係当局あるいは政府と社会福祉団体との間の調整がまだ弱いこと

2-2 社会福祉開発計画個別プログラムの動向

2-2-1 社会福祉指導及び開発計画

(1) 社会福祉活動の啓発指導

社会福祉活動の啓発指導とは、「国民が国家開発のもたらす新しい革新的価値観を受容できるような雰囲気・風土を作り出すことを目的として実施するものである」、つまり社会福祉事業を普及させるために、社会資源や民間の社会福祉能力を開発しようとするものである。

5次計画では、33,625の村において実施された。選定された村は、社会福祉の問題を抱えている村であり、このプログラムは、社会奉仕団（県レベル）の人々、地元の著名人、関係当局との協力の下に実施された。また、その啓発指導活動の質を向上させるために、2,289人の担当者の訓練を行った。

しかし、民間の認識や責任感、社会連帯感はまだまだ弱く、社会資源や民間の能力もうまく開発されていない状況にある。今後この活動を活性化するためには、啓発指導の基準を作成するとともに、方法、技術、教材等を開発することが課題となる。

(2) PSM（社会福祉ボランティア）の養成

この事業は、「社会福祉啓発事業の効率を向上させるため」に行われるもので、社会福祉施策の基礎的担い手としての民間の社会福祉ボランティアを養成するための教育訓練である。教育訓練は村及び地方を重点とし、内容は社会福祉全般にわたって行われる。

5次計画では、59,790人のPSMを養成し、これは目標（122,000人）の49パーセントであった。

PJP Iを通じては、194,000人のボランティアを教育・指導した。

今後の課題は、PSM職務実施要領を作成するとともにPSMの質的向上を図ることである。

(3) 孤立・未開発社会対策

このプログラムの対象は孤立、未開発、遠隔地の住民、移動民など、開発プログラムに組み込まれていない人々であり、その生活水準は一般のインドネシア人よりはるかに取り残されている。これは、貧困と後進性を来すような社会的閉鎖性、地理的隔離性という条件に由来するものである。これらの人々に対し、教育訓練、情報提供、適切な土地、家屋を提供し、積極的に文化的な生活ができるようにするものである。

PJP Iの当初においては、彼らへの接近や社会福祉指導、活動実施本部の設立、定住村落の開拓・建設、社会施設の整備など簡単な形で行われた。

3次計画では4,367人に教育を行い、12,995戸が移住、4次計画では8,645人を教育し14,970戸の移住が行われた。

5次計画では、15,825戸を移住させた。これは、目標（18,000戸）の87.9パーセントであった。そして、その内の4,029戸は、地元の自治体にその指導の権限が移管された。

しかし、このプログラムの主たる課題は、それぞれの地域の生活パターン、後進性の度合い、地理的、社会的条件あるいは文化が違っており、個別に対応しなければならないことである。また、未開発地域についての人種的、民族的なデータが未整備である上、指導要領や指導方法も確立されていない。このため、事業の企画段階から終了段階までの統合性、統一性にかけているのが実態である。

(4) 住宅・環境の改善

住宅・環境の改善指導は、村落に住む人々を対象に、彼らに健全で健康な住宅と生活環境がいかに重要であるかに関する認識をもたせ、自助努力を促すものである。

住めない、もしくは不健康的な生活環境は、住民の貧困な精神条件と深く関わっている。彼らが、健康的な生活を維持し、生活の様式、文化を向上できるよう指導することがこの事業の目的である。

住宅・環境の改善は、“共同作業”の原則にのり、村長をはじめ、ソーシャルワーカー等とその住民が自らのイニシアチブにより行うものである。実施に当たっては、政府職員を含め住民の動機づけのための教育訓練が行われ、建設用資材及び建設用具が支給される。

経済的に脆弱な村において、3次計画で4,000カ所、4次計画では7,200カ所の改善（1カ所15軒）を行った。

5次計画までに、21,885カ所の328,175軒を改善した。これは、目標（20,000カ所、300,000軒）の109パーセントの達成である。

しかし、指導要領が不十分である上、指導達成の物差しになる指標が標準化されていない、指導担当者の能力や設備、道具などに制約があるなどの課題もある。

(5) 開拓的、英雄的価値観の指導

この指導は、国を独立に導いた英雄の精神や開拓家の精神・価値観が若年層世代にも理解、尊敬、内面化されるように継承・普及して行くための活動や、英雄の家族及び独立戦争兵士の家族で経済的に困窮しているものに対し住宅の修復、雇用の促進などの援助を行うものである。

英雄的精神や開拓家の精神・価値観の継承、普及事業の一貫として、各州・地方に点在する英雄の霊園（THP）や国家英雄の霊園（MPN）、独立開拓者の霊園（MPK）を建設あるいは修復した。4次計画までに、中央英雄霊園、27州の独立戦争兵士墓地が修復・整備された。5次計画では、91の英雄墓地、7所の英雄霊園、2,041所の独立戦争兵士の墓を修復・整備した。

また、若い世代に対し英雄や独立兵士達の精神を伝えて行くために国家独立の英雄や開拓家の人々の伝記や歴史書を印刷（約150,000冊）し、州事務所を通じてインドネシア全国の中高校に配布した。その他、ジャカルタのカリ бата、ジョグジャカルタのクスマネガラ英雄霊園においては、博物館などを設置した。

しかし、情報の地球化の波により若い世代に価値観の変化が起きており、開拓精神、英雄的価値観、他人への関心、規律、奉仕精神、社会のための犠牲心が薄れてきている。これは、啓蒙活動が徹底されていないことや、次世代への伝達にも問題があると分析されている。

(6) 社会福祉団体の指導

民間の社会福祉団体及び社会福祉施設に対する指導は、PJP Iの半ばから行われ始めたが、その目的は『社会福祉部門において活躍している団体の運営・管理能力や職業、技術的レベルの向上、強化を図ることである』。それによって、これらの団体等が社会問題の解決に当たって政府と共に積極的に参加するよう促すとともに、社会福祉サービスを広く

コミュニティに行き渡らせることを目標としている。

プログラムは、社会福祉事業の運営・管理に関する指導や職業的研修、必要な機材、用具の支給という援助の形で行われた。5次計画においては、2,977の団体・施設に対して行われた（目標：2,500団体、達成：119パーセント）が、PJP I を通じて25,900の社会福祉団体を指導し、約5,000の団体が機材・用具の援助を受けた。

しかし、社会率仕団体の存在、能力などその実態が十分に把握されておらず、さらに指導要領も未整備で団体間の調整も不十分である。そのため、専門的な社会率仕活動を行う能力に制約があるのが実態である。

2-2-2 社会福祉援助及びリハビリテーション

(1) 孤児等対策

孤児等に対する対策は、家族から見放された子供、家族から見放された青少年、中途退校する貧しい子供を対象とし、施設（PANTI PENYANTUNAN ANAK TERLANTAR/YATIM PIATU；公的施設33所、民間施設730所）におけるリハビリテーションとして6カ月の精神教育、技能訓練を中心に行われている。

1次計画では、援助を受けた子供達の人数は12,700人であったが、5次計画では、孤児養護施設やその他の施設を通して345,721人の子供達に対して実施され（目標300,000人の115パーセント）、PJP I を通じて891,000人の子供達が援助を受けた。

その他、施設以外の援助として富裕者による養子制度、里親制度がある。

しかし、各部門の問題取り組みの要領が不十分で、内部や各団体の活動に一貫性がなく、専門的な手法に欠け活動の効率が悪いのが実態である。

(2) 高齢者対策

高齢者対策は、身寄りのない高齢者、家族から見放された高齢者、障害をもつ高齢者など恵まれない老人を対象とし、彼らが精神的にも肉体的にも健全でかつ幸福な生活を送れるようにするものである。この対策には、施設（SASANA TRESNA WERDHA；公的施設45所、民間施設72所）に収容して行うサービスと施設外にいる高齢者に対して援助や給付を行うサービスとがある。

3次計画では両者合わせて242,350人、4次計画では182,350人に対して実施された。

さらに、5次計画では133,813人に対して行われ、目標（200,000人）の67パーセントであった。PJP I を通じて、511,000人の貧困高齢者が援助を受けた。

このプログラムにおける問題点は、関係分野間の取り組みのパターン、基準、調整がうまく行われていないことであり、援助の内容にも有効性を欠いているのが実態である。

(3) 障害者対策

（別途詳述）

(4) 浮浪者、放浪者、娼婦等対策

浮浪者、放浪者とは、周囲の人に比べ低い生活水準で、固定した居所を持たず公共の場で生活しているものであり、これらの人々に対する対策は、既存の職業機会を利用できるように、社会指導や動機づけ、精神面、宗教的指導や技能訓練をもって実施された。これにより、新職種への転職、移住あるいは出身地への帰還を図り、転職については建設労働者、街路清掃などの日雇い業務への参入が期待されており、移住については社会リハビリテーション団地(LIPOSOS)への受け入れが行われている。

4次計画では、21,350人に対して行われ、5次計画では、6,674人(目標30,000人の22パーセント)に対して実施された。PJP I を通じては54,500人に達した。

娼婦に対するリハビリテーションは、宗教教育、社会教育、技能・職業訓練を通じ、適切な仕事につかせることを目標にし、施設に収容して行われる。

4次計画では、23所のセンターにおいて5,400人のリハビリテーションが行われ、5次計画では、4,438人(目標15,000人の29パーセント)に対して実施された。PJP I を通じては、13,500人に達した。

その他、服役終了者に対する対策は、技能訓練を行うことにより職につかせ、コミュニティにおいて通常の役割を果たせるようにすることである。

4次計画では、3,500人に、5次計画では、3,772人に対して行われた。

この援助の対象となる人々は、大都市への人口流入、生活パターンの変化や社会的な慣例の強化によってますますその数が増えたと予想されるが、施設、環境の不足、専門的な人材、サービスの不足、関係分野間の横断的な調整の不足などにより、効率的なプログラムの実施に至っていないのが現状である。さらに、一般社会のこの問題に対する認識の低さもある。

(5) 非行少年、薬物常用者対策

非行少年、薬物常用者に対する対策は、家族やコミュニティに対し社会教育的情報を与え予防することと、リハビリテーションにより再犯を防ぐとともに技能訓練により生産的な職につけたり、希望する学校に入学できるようにすることである。

4次計画では、両者合わせて6,800人のリハビリテーションを行った。

5次計画では、5カ所の非行少年リハビリ施設において1,745人、6カ所の薬物常用者リハビリ施設において2,383人の更正指導が行われた。PJP I を通じて、17,900人の非行少年や薬物常用者に対して社会リハビリが行われた。その他リハビリ施設以外の施設においても4,494人の更正指導が行われた。これは、5次計画の目標10,000人の88パーセントにあたる。

なお、薬物関係の啓発、啓蒙活動は、1,905回実施され、講習会参加者は、1会場あたり50~100人であった。

この問題は、迅速な工業化の弊害として生じるものであるが、消費的生活パターン、大都市への人口流入、職業機会の不備、社会規範・価値観の変容などによって、その数は増

加の傾向にある。この事業を実施するに当たって直面する問題は、施設、環境あるいは担当する人材に制約があり、さらに関係機関との調整が十分ではなく、プログラムの実施が効率的でないことや、一般社会のこの問題に対する認識が低いことである。

(6) 貧困者対策

インドネシア国民の貧困層は、2,720万人で、全人口の15パーセントである。そのうちの、24万戸あるいは1,190万人は極貧の部類である。

貧困層に対するプログラムは、貧困層のグループ化やグループ編成を通じて教育、社会的訓練、技能訓練による貧困解消のための動機づけを行い、さらに生産的活動を行うための機材、原材料を支給することである。生産的事業は、10戸の家族から編成されたグループ（合同事業グループ；KUB）により運営される。この事業の対象とされた貧困な村落には、平均して2～3のグループが編成され援助を受ける。

4次計画以前は388村で行われたに留まったが、4次計画では16州の16,830人に対して行われた。

5次計画では、社会福祉援助をうけた貧困層の人々は67,110戸、あるいは335,550人であり、これは目標（1,000村、4万戸）の167パーセントであった。PJP Iの期末までに援助を受けた貧困層は、2,103の村落において74,800戸に達した。

1991/92年度からこの事業はその他の貧困一掃計画、例えば統合的地域開発計画(PKT)や村落生活協同組合(KUD)が行う小規模資金貸付計画、浄水調達計画などの中に統合されることになった。このような極貧層の一掃計画の実施結果は、数量的にはさほど大きくなかったが、全般的な貧困問題対策事業の一貫として重要な意味をもっている。

しかし、彼らの住む村全体が未発展地域であるので、周囲の住民の協力を期待できないところにも問題がある。

(7) 災害被災者対策

自然災害やその他の災害被災者への対策は、災害時の緊急援助と、家屋の修復あるいは移住という事後援助とがある。緊急時の対応のための組織として自然災害対策社会ユニット(SATGASOS PBA)がある。また、この対策には数種のセクターが関連することから、中央レベルでは自然災害中央連絡会(BAKORNAS)があり、地方レベルでは同連絡会(SATKORLAK)がある。

4次計画では、22,000家族に対して援助が行われた。

5次計画でも洪水、地震、地崩れ、火災などの発生した地区において、啓発指導活動が行われた。また、社会奉仕班指導員による指導、研修、災害対策などの訓練は、7,400人を対象に行われた。さらに、いくつかの県や州では危険地域の地図が作成された。

2-2-3 社会福祉のための人的資源対策

(1) 青年層教育

社会福祉部門における青年層教育の目的は、非行青年問題の発生を予防しまたはその間

題に対処あるいは処理するための、そして青年達が一般社会問題を克服し国民としての役割を果たすように、さらに彼らが技能を身につけて職業機会を作り出すことが出来るよう指導することである。つまり、青年達が、一般的な社会福祉、特に彼ら自身のための福祉水準を向上させるために彼らの潜在的能力を開発することにある。この活動は、各村の青年社会組織である青年団(KARANG TARUNA)を通じて行われる。

4次計画までに64,000団が全国の村に設置され、5次計画では、14,500団においてこの指導が行われた(目標15,000団の98%程度)。PJP Iでは、スポーツや芸能・芸術の諸器材・用具の提供を通じて青年団の組織化・活性化をはかり、全ての村落に青年団の組織が設立され育ってきた。青年団に対する指導は、10,000人の青年団のメンバーに対して人材の育成、工業・農業関係の職業訓練、青年団活動を行うための設備・用具の提供などを通じて、組織の質的向上をはかることに努められた。

しかし、青年問題に積極的に取り組む青年団はまだまだ少なく、青年団による指導がしっかりしていない等の問題点もある。

(2) 婦人の役割向上計画

婦人の役割向上計画は、『女性及び未亡人達の技能向上をはかるための様々な活動を通じて、国家開発、特に貧困村落における彼女達の役割を向上させることにある。女性指導とその役割向上事業は村落に住む女性の自営事業(USWD)と都会への若年女性の流入防止事業の実施により行われる。』

これは、女性、未亡人の地位に対する社会的偏見や、自己の能力を開発する機会に恵まれなかった等のため、国家開発に役割を果たし得る女性が少なかったことに鑑み、特に社会福祉分野において婦人の役割を向上し、村落における福祉の向上に役立てようとするものである。この事業は、村における婦人組織に対する教育訓練を通じて行われた。教育訓練の内容は、家内産業や種々の実践的な技能訓練、情報提供が中心であり、受講者には家政・生活技能に関する書籍が提供された。また、県レベルでは、女性指導者のためのリーダーシップ研修が行われた。

5次計画中では、1,670人がこの研修を受けた。また、経済的、生産的事業に関する指導(教育訓練)が、8,260人の婦人に対して行われた。PJP Iを通じて、県レベルでは約10,000人の女性指導者が研修に参加し、3,520の村落では社会経済的問題を抱えた52,700人に対して教育訓練が行われた。

実施においては、PKK(家族福祉指導)、PPKKS(衛生的で健康的で豊かな家族の指導)の活動の中に取り込んで行われた。

しかし、各プログラムに関連性や一貫性がないことや関係当局との横の連携も調和のとれたものではないという問題もある。

(3) 社会福祉担当職員の教育訓練

a. 社会省公務員の教育訓練

社会省公務員の資質の向上については、国内研修、国内留学、海外研修を通じ5次計画で、1,283人の教育訓練を行った。

また、管理、監督者の能力向上プログラムは、社会福祉に関する計画、調整、評価、

報告及び社会福祉開発、建設プロジェクトの管理におよび、このプログラムを通じて社会福祉建設プログラムの実施の能率、効率を段階的に向上させた。

しかし、社会福祉研修訓練を行う担当者や人材の不足、施設、設備の不足や教育訓練のカテゴリー、標準的なカリキュラムが開発されていない等の問題もある。

b. 民間団体の社会福祉事業従事者の教育訓練

5次計画中、社会福祉専門学校（高校）卒業生1,950人の訓練を行った。彼らは、社会福祉班担当職員として地方に配置された。

その他社会福祉経営者訓練が実施された。この訓練の参加者は、社会奉仕団体の長である。全体で6回実施され、1回あたり30人の訓練を行った。

また、社会福祉事業訓練の参加者は、リハビリテーション施設、青年団、民間福祉団体の長や代表者で、これは、15回実施され、1,030人が参加した。

しかし、ボランティア活動あるいは社会福祉に対する社会通念がまだ定着しておらず、そのためこのプログラムに参加する人数は少なく、さらに民間社会福祉事業従事者の人的開発プログラムも十分に整備されていないという問題もある。

(4) 社会福祉の研究、開発

社会福祉、社会リハビリ、社会援助に関する評価的、先駆的、試験的な29の研究が行われた。この成果は、社会福祉プログラムに関する政策、開発政策の決定に役立てるものである。

また、社会福祉研究者のための訓練もL I P I（インドネシア科学庁）やいくつかの大学との共同で行われた。

しかし、研究者の数や質、研究のための組織、施設、設備に制約があり、十分な研究が行える状況ではない。また、これまで行われてきた社会的問題の研究や分析は部分的で、社会福祉研究あるいは開発に関する機能を実現するには至っていないということも指摘されている。

(5) 施設の整備向上計画

この事業は、社会福祉事業を遂行する行政機関である社会省地方事務所（州、県レベル）等のハード、ソフト面における機能の整備向上計画である。

5次計画中、16の州事務所（中部ジャワ、ジョグジャカルタ、アチェ、ジャンビ、南スマトラ、ランブン、西カリマンタン、中部カリマンタン、南カリマンタン、西スラウェシ、西南スラウェシ、マルク、バリ、東ヌサテガラ、イリアンジャヤ、ブンクル）の建物の改築、増築を行った。

また、県、市レベルでは、75の社会省事務所のうち25カ所を改築した。その他、社会福祉職員研修所、社会省公務員研修所4カ所の改善を行った。

なお、移動力を高めるため、社会省事務所、研修所に400台のオートバイを整備した。

しかし、社会福祉担当者の数や専門性、事務所の機動力等日頃の職務遂行を支えるだけの能力をもつ事務所がまだ少ないのが現状である。

3 第2次25カ年計画と第6次五カ年計画

社会福祉分野に関する第2次25カ年計画については、同計画34章「社会福祉及び災害処理」の中に記載されており、その「総論」の中で次のように述べられている。

「第2次国家開発長期計画(PJP II)の目的・目標に達するために、国民の社会福祉部門の開発事業を行うに当たり、国民各自がふさわしい水準の社会福祉を確保する権利をもち、かつ豊かな生活を実現させるような事業に参加する義務があるということを常に念頭におかなければならない。国民の社会福祉部門や教育・文化の事業はこれまでよりも物心ともに豊かな生活をより普及的かつ公正的に実現する方向に仕向けなければならない。そのためには社会福祉部門の開発事業が重要な役割を担うのである。

1993年に公式に策定された国家方針綱領(GBHN)は、その目的・目標に達するように行う国家開発を実行可能にするために、国家開発の成功へのあらゆる制約、障壁及び危険性を早期に回避しまたは克服しなければならないと、強調している」。

また、同計画「A社会福祉」の「序」の中で、国家開発における社会福祉の役割について、次のように述べられている。

「国家開発は、国家、国民、社会の生活の全領域に亘る一連の開発の継続的努力であり、1945年憲法の序文に明記されているとおり、即ちインドネシア全領域及び全国民を保護し、国民一般の福祉を向上させ、国民の知能水準を高めかつ自由、永久平和及び社会正義をもって世界秩序を実現する、といった国家目的を実現するためのものである。

そして、憲法27条2項では、国民たるものは人間的に正当な職業をもつ権利を有することを明記し、34条では貧困社会や恵まれない子供達は国がその面倒を見ると明記している。上記2つの条項は社会正義を実現させるための任務となる。

国民福祉部門の一分野として、社会福祉分野では、憲法のその任務は、社会福祉水準を高めるための一貫として、社会福祉の啓蒙や社会福祉指導・リハビリ、支援・給付、及び新たな社会福祉問題の発生予防と社会福祉資源の開発等にわたるような社会福祉事業(URS)、社会福祉サービスを通じて具体化されるのである。」

さらに、「1993年のGBHNは、REPELITA VIにも記載されているとおり、国民福祉の実現する諸事業を、福祉がより公平的で平等になるように向上させねばならないと提起している。国家開発の成果としての経済成長は、収入の増加及び購買力の増大など具体的な公平化・平等化事業を通じてその利益を国民に感じてもらわなければならない。全階層の国民にとって生活水準の改善として認識されるならば、国家開発の成果が国家開発のもつ意義及びその効用に関する認識を高めることになり、同開発に積極的に参加するような動機づけができる。そして、GBHNは、REPELITA VIでは国家開発の成果を全国民にとってより公平的で平等に配分するよう提起している。つまり、全国民に亘りより公平的で平等になるように、国家の責任を具現化して、多くの問題を抱えている国民への福祉サービスの享受を向上させねばならない。

さらに、REPELITA VIでは、社会の連帯意識の具現化のみならず貧富の格差を縮小するた

めにも、福祉事業への裕福階層の人々の積極的な参加を促進し、習慣化する必要があるとも提起している。

社会福祉開発事業は、連帯して行う事業として全国民の間に浸透、徹底させなければならない。国民は誰もその事業に参加する権利や人道的にあるいは国家・国民に対する各々の貢献度に見合っただけ同等かつ公平に、その事業の成果、便益を受ける権利をもっている。

PJP II及び REPELITA VIにおける社会福祉開発事業は上述のとおり1993年のGBHNの方向付けにより事業内容が編成され、実施・運営される。」と述べられている。

3-1 社会福祉開発の方向性及び目標

3-1-1 第2次25カ年計画(PJP II)における社会福祉開発の方向性及び目標

第2次25カ年計画における社会福祉開発の目標は、1993年のGBHNの方向性に基ついて、より公正で普及性のある社会福祉体制の確立と社会福祉基本制度の安定的で順調な機能(働き)という点にある。そして、PJP IIの期末において、社会福祉問題を抱えた大部分の人々への福祉サービスの実施を完了させ、彼らの人間としての人格・品位を高めることができるように、社会福祉の資源や潜在的可能性を開拓し、活用することを目標としている。

政策の方針としては、1)社会福祉事業の制度化、2)社会福祉事業専門家(人的資源)の質的向上と継続的な社会福祉サービスの提供、3)大都会や村落にある貧困地区に内在する社会的問題の解消、4)社会福祉国家開発に参加できるグループの指導、5)予期し得ない社会福祉問題発生の子供、6)社会福祉事業への民間の参加促進、7)政府の指導、管理の下で行われる民間による社会福祉事業及びサービスの促進、開発を上げている。具体的なプログラム及び内容(社会省案)は、別紙「表1」のとおりである。

3-1-2 第6次五カ年計画(REPELITA VI)における社会福祉開発の方向性及び目標

第6次五カ年計画の目標は、社会福祉の現状、問題、傾向、動向等と1993年のGBHNに基ついて、「1)国民の自立性・自主性や認識を育て得るように社会福祉事業・サービスの質を高めること、2)公正で普及率の高い社会福祉事業・サービスの拡大化をはかること、3)政府及び民間によって運営される社会福祉事業・サービスのレベルを高めること、4)組織化、システム化、制度化された中で社会福祉事業における民間社会の自主的な参加を促進すること」、である。

そして、第6次五カ年計画の目標として、別紙「表2」に掲げた人々・組織に対する福祉サービスやリハビリ、指導の達成をあげている。

また、社会福祉開発事業の施策については、1993年のGBHNの方向性に沿って、次のように規定している。

社会福祉指導

貧困層の人々のための社会福祉指導は、将来への楽観的姿勢を指導すること、貧困解消事業の社会的な様々な制約、障害を減少、消滅させること、貧困問題に対して敏感に対応できる社会的体制作りを行うことにより、社会福祉指導事業の向上をはかることである。その他、貧困層の人々に対して人的資源開発上、自立的精神や自主性をもち、自分自身の生活水準を改善し向上させる意欲及びそうする能力を身につけさせるような指導を行うこと。そして、貧困解消事業の効率を高めるために、関係機関、特に経済部門の機関との横断的調整のとれた方式・機構を確立し、事業への国民の参加を促進し、事業担当者の職業的能力を向上することにより、貧困層の人々のための社会福祉指導事業を徹底・向上させることである。

恵まれない子供達に対しては、彼らが自分の生計を立てたり、保護を受けたり、質の高い人材に成長していくために、他の子供達と同じような機会をもつように国家と国民の社会的責任として彼らの福祉水準を向上させる。また、高齢者の福祉については、彼らの潜在的な能力や自主性を延ばし、福祉サービスや国民性の具現化として、周囲の人々が高齢者を尊敬する風土を維持するなどにより、彼らのための社会福祉水準を向上させる。そのためには、裕福な階層の人々が、高齢者のための社会設備・施設を整備する活動に参加するように促進する。さらに、担当者の職業的能力の向上をもって福祉事業の有効性、効率化をはかる。

未開発社会の住民の福祉については、民族学的に彼らの状況や特徴を理解するように努力し、彼らの身体的・物理的側面や地理学的・文化的側面の実態を把握しこれらを配慮した上で、適切な取り組み方で、彼らの人間としての人格・品位及び生活水準を向上させる。

その他開拓者、先駆者及び英雄の価値・精神に関しては、啓発活動・社会福祉指導を強化し、これらを通じて全国民、特に若年層世代にその価値を継承させ、実践させる。

幸福な家族の育成・指導に関して、この事業は各々の家族が周辺の問題を予防し克服することができるようにその能力を向上させ、幸福な家族というものを形成できるような社会体制を確立することに重点がおかれる。これは、例えば問題を抱えた家族の育成・指導や調和のとれた夫婦になるように若いカップルに指導を行い、結婚準備をさせる。そして、国民の国民による国民のための社会福祉保障体制・制度が確立できるように政府の指導をもって、社会福祉保障の開発を強化する。

村落の唯一の青年組織である青年団「カラントルナ」の指導は、組織の経営管理訓練や自営企業家訓練などを通じて、村落における若年層世代による社会問題の発生予防、その克服事業を行う能力やこの活動に参加する場としてのカラントルナの能力と自主性を向上させることに重点がおかれる。そして、幼児育成指導は、保育所やプレイグループの建設・設立などをもって、彼らの生活の維持及び成長を可能ならしめる社会環境・体制を確立することである。

福祉サービス及び社会リハビリテーション

障害者に対する福祉サービスと社会リハビリテーションは、彼らが特に素質のある人材として自立的生活のできる可能性をもった人間になるよう、その社会的機能の回復と能力の向上に重点がおかれる。それは、障害者が公的施設・設備を利用できるように便宜をはかり、地域住民の障害者福祉事業への積極的参加によりバックアップされる。そして、障害者問題への取り組みの調整管理と統合性を向上させることである。

非行少年少女や薬物常用者に関しては、非行と薬物悪用の問題に対する防衛力・克服力をもつような国民の体制が確立できるように、福祉サービスと社会リハビリテーションを向上・強化する。そして、彼らが素質をもった生産的人材に成長できるように非行や薬物の悪用問題から回避できるように努める。問題を抱えている者には社会的機能が回復できるように、社会リハビリテーションを行う。非行少年少女と薬物常用者の諸問題に関する予防事業への国民の参加を促進・強化する。また、不正や乱暴・暴力から保護されるといった安心感・解放感が生まれるように、子供や女性、高齢者達の福祉の水準も向上させ、被害者となった者には福祉サービスを提供する。

さらに、社会的障害者（放浪者、浮浪者、娼婦、服役終了者等）に対する施策は、彼らに現行の社会規範・規定などにマッチした姿勢・態度・行動の変容・変化が生じるように、福祉サービスと社会リハビリテーションの向上をはかることである。家族や周囲の人々の予防事業への積極的参加によるバックアップを受けて、自主性をもった生活パターンへの改善を行うため、彼らの意欲・能力を向上させ、強化する。

国民の社会福祉事業参加への指導

社会福祉啓発・指導事業は、社会福祉事業の実施を可能ならしめる風土の中で、国民の問題意識、連帯感、合同責任感を強化することに目的をおく。そして、社会福祉啓発・指導事業と福祉サービスの社会化、国民の福祉上の潜在的資源の捻出・動員、貧困の解消を含めた社会問題の処理・克服の取り組みの加速化ができるように社会福祉啓発・指導事業の強化をはかる。

福祉団体育成指導の中で最優先的に取り組むことは、その福祉団体が福祉事業において政府のパートナーとしての役割を果たせるよう向上させることである。これは、組織の運営力または経営的能力、福祉団体の職業的技術などの向上や各レベルにおける政府機関と福祉団体とのパートナーシップの維持をもって可能となる。

国民の事業への参加を促進し、社会福祉事業従事者(TKSM)への質量両面の要請を充実させるために彼らの育成指導を強化する。これは特に、社会奉仕ボランティア(PSM)の育成指導に向けられる。プログラムは様々な教育訓練をもって彼らの管理・運営の能力の向上及び職業的技術の向上、社会福祉サービス実施の効率性、有効性の向上をはかることである。

社会保険に関しては、研究、試験的実施、そして既存の保険制度・機構の評価をもって開発、発展させ、これを基盤にして特に恵まれない人々のための、よりよい保険制度

1